

平成20年9月11日（木曜日）

議事日程第3号

平成20年9月11日（木曜日）午前10時開議

第1 一般質問

第2 報告第12号 専決処分報告について（平成20年度大仙市一般会計補正予算（第5号）） （質疑・委員会付託）

第3 議案第161号 大仙市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について （質疑・委員会付託）

第4 議案第162号 公益法人等への大仙市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について （質疑・委員会付託）

第5 議案第163号 大仙市犯罪被害者等基本条例の一部を改正する条例の制定について （質疑・委員会付託）

第6 議案第164号 大仙市立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について （質疑・委員会付託）

第7 議案第165号 大仙市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について （質疑・委員会付託）

第8 議案第167号 大仙市男女共同参画推進条例の制定について （質疑・委員会付託）

第9 議案第168号 大仙市神宮寺合築駅舎交流施設条例の制定について （質疑・委員会付託）

第10 議案第169号 大仙市担い手農地集積高度化促進事業分担金徴収条例の制定について （質疑・委員会付託）

第11 議案第170号 大仙市小種共同墓地条例の制定について （質疑・委員会付託）

第12 議案第171号 大仙市安全・安心まちづくり条例の制定について （質疑・委員会付託）

- 第 1 3 議案第 1 7 2 号 大曲仙北広域市町村圏組合規約の一部変更について
(質疑・委員会付託)
- 第 1 4 議案第 1 7 3 号 字の区域の変更について (質疑・委員会付託)
- 第 1 5 議案第 1 7 4 号 市道の路線の認定及び廃止について (質疑・委員会付託)
- 第 1 6 議案第 1 7 5 号 平成 1 9 年度大仙市上水道事業剰余金の処分について
(質疑・委員会付託)
- 第 1 7 議案第 1 7 6 号 損害賠償の額を定めることについて (質疑・委員会付託)
- 第 1 8 議案第 1 7 7 号 平成 2 0 年度大仙市宅地造成事業特別会計への繰入額の変更
について (質疑・委員会付託)
- 第 1 9 議案第 1 7 8 号 平成 2 0 年度大仙市簡易水道事業特別会計への繰入額の変更
について (質疑・委員会付託)
- 第 2 0 議案第 1 7 9 号 平成 2 0 年度大仙市公共下水道事業特別会計への繰入額の変
更について (質疑・委員会付託)
- 第 2 1 議案第 1 8 0 号 平成 2 0 年度大仙市特定環境保全公共下水道事業特別会計へ
の繰入額の変更について (質疑・委員会付託)
- 第 2 2 議案第 1 8 1 号 平成 2 0 年度大仙市農業集落排水事業特別会計への繰入額の変
更について (質疑・委員会付託)
- 第 2 3 議案第 1 8 2 号 平成 2 0 年度大仙市一般会計補正予算 (第 6 号)
(質疑・委員会付託)
- 第 2 4 議案第 1 8 3 号 平成 2 0 年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第
2 号) (質疑・委員会付託)
- 第 2 5 議案第 1 8 4 号 平成 2 0 年度大仙市老人保健特別会計補正予算 (第 2 号)
(質疑・委員会付託)
- 第 2 6 議案第 1 8 5 号 平成 2 0 年度大仙市土地区画整理事業特別会計補正予算 (第
1 号) (質疑・委員会付託)
- 第 2 7 議案第 1 8 6 号 平成 2 0 年度大仙市学校給食事業特別会計補正予算 (第 1
号) (質疑・委員会付託)
- 第 2 8 議案第 1 8 7 号 平成 2 0 年度大仙市宅地造成事業特別会計補正予算 (第 1
号) (質疑・委員会付託)

- 第 2 9 議案第 1 8 8 号 平成 2 0 年度大仙市簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）（質疑・委員会付託）
- 第 3 0 議案第 1 8 9 号 平成 2 0 年度大仙市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）（質疑・委員会付託）
- 第 3 1 議案第 1 9 0 号 平成 2 0 年度大仙市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）（質疑・委員会付託）
- 第 3 2 議案第 1 9 1 号 平成 2 0 年度大仙市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）（質疑・委員会付託）
- 第 3 3 議案第 1 9 2 号 平成 2 0 年度大仙市荒川財産区特別会計補正予算（第 1 号）（質疑・委員会付託）
- 第 3 4 議案第 1 9 3 号 平成 2 0 年度大仙市船岡財産区特別会計補正予算（第 1 号）（質疑・委員会付託）
- 第 3 5 議案第 1 9 4 号 平成 2 0 年度大仙市上水道事業会計補正予算（第 1 号）（質疑・委員会付託）
- 第 3 6 決算特別委員会の設置について
- 第 3 7 決算特別委員会委員長、副委員長の選任について
- 第 3 8 議案第 1 9 5 号 平成 1 9 年度大仙市一般会計・特別会計歳入歳出決算の認定について（質疑・委員会付託）
- 第 3 9 議案第 1 9 6 号 平成 1 9 年度市立大曲病院事業会計決算の認定について（質疑・委員会付託）
- 第 4 0 議案第 1 9 7 号 平成 1 9 年度大仙市上水道事業会計決算の認定について（質疑・委員会付託）
- 第 4 1 陳情第 7 8 号 政府・厚生労働省へ後期高齢者医療制度の中止・撤回を求めることについて（委員会付託）
- 第 4 2 陳情第 7 9 号 国保税を年金から天引きする条例改正をしないよう求めることについて（委員会付託）
- 第 4 3 陳情第 8 0 号 市道堰口 2 号線に関することについて（委員会付託）
- 第 4 4 陳情第 8 1 号 新たな過疎対策法の制定に関することについて（委員会付託）

出席議員（29人）

1番	大坂義徳	2番	佐藤文子	3番	小山誠治
4番	佐藤隆盛	5番	藤井春雄	6番	杉沢千恵子
7番	佐々木昌志	8番	高橋敏英	9番	
10番	千葉健	11番	渡邊秀俊	12番	金谷道男
13番	斉藤博幸	14番	佐々木洋一	15番	武田隆
16番	藤田君雄	17番	菊地幸悦	18番	佐藤芳雄
19番	大野忠夫	20番	大山利吉	21番	高橋幸晴
22番	本間輝男	23番	門脇一男	24番	橋本五郎
25番	橋村誠	26番	佐藤孝次	27番	鎌田正
28番	北村稔	29番	竹原弘治	30番	児玉裕一

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

市長	栗林次美	副市長	久米正雄
副市長	山王丸愛子	教育長	三浦憲一
代表監査委員	田牧貞夫	総務部長	老松博行
企画部長	小松辰巳	市民生活部長	元吉峯夫
健康福祉部長	岡晴隆	農林商工部長	藤原薫
建設部長	中嶋喜代博	病院事務長	富岡曉雄
水道局長	藤田良雄	教育次長	相馬義雄
教育次長	藤原保子	総務課長	進藤雅彦

議会事務局職員出席者

局長	田口誠一	参事	高橋薫
副主幹	伊藤雅裕	副主幹	加藤博勝
主任	菅原直久		

午前10時00分 開 議

○議長（大坂義徳君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

○議長（大坂義徳君） 本日の会議は、議事日程第3号をもって進めます。

○議長（大坂義徳君） 日程第1、本会議第2日に引き続き、一般質問を行います。

順次質問を許します。はじめに12番金谷道男君。

○12番（金谷道男君）【登壇】 皆さん、おはようございます。

一般質問2日目、トップバッターを務めさせていただきます大地の会の金谷です。

ちょっと不摂生が過ぎまして風邪をちょっとひいてしまいまして、非常に聞き苦しい声になっております。普段もあまりいい声ではありませんけれども、一段と悪くなっておりますが、我慢してお付き合いをいただきたいと思います。

それでは、通告に従いまして3点質問させていただきます。

まず1点目は、大仙市の総合計画についてであります。

新聞報道や自治関係の様々な情報を見ますと、経済財政諮問会議や地方分権改革推進委員会などの審議では、受け皿であります地方の状態に関係なく、分権をどんどん進めようとしている流れであるようであります。そして、これに対する地方の六団体の反応、あるいは各自治体の反応も、賛成あり、反対あり、あるいは条件付き賛成ありと、まちまちなようであります。

私は、社会が成熟してきておりますので、こうした潮流は、この後も続くし、また、将来のことを考えると、分権は進めるべきものであるというふうに考えております。そのためには、自治体は責任ある体制をつくらなければならないと思います。もちろんこれまでの体制が無責任だと、そんなふうに言っているわけではありません。責任ある自治体であるためには、自治体も経営力が必要だというふうに考えております。今さら言うまでもなく、経営は人、もの、金、情報などの資源を使って、いかに効率的に目的を達成するかということでもあります。良い経営の基本は、計画、実行、評価、改善のマネジメントサイクルの確立だと思います。私がかねてから何回か自治体にもこの考えを、この公式を入れなければならないと申し上げてきました。私は、このことが非常に大事なことだと思いますので、度々ではございますが質問をさせていただきます。

今回は、その中でも入り口となります大仙市の総合発展計画についてお尋ねをいたします。

この計画の基本となります基本構想については、いわば究極の目的ですので、大方異論はないと思いますし、ある意味総花的になるのもやむを得ないと思います。しかし、その実現の手段である実施計画については、大いに議論があるべきだと思いますし、市民からも大きな関心を持っていただかなければならないと思います。私は今手元に、平成18年6月発行の実施計画を持っています。平成18年6月の実施計画です。この後毎年、実施計画の見直しはなされているはずですが、その結果が見えない、そう思っています。その結果がどうなっているかということについて、一点ご質問いたします。

それから、同じようなことを、私、1年前にもこの場で同じようなことを申し上げたような気がします。この見直しの際には、市民参加で情報公開、あるいはパブリックコメント、いろんなやり方あると思いますけれども、広く意見を求めてやるべきだと申し上げました。そして、その過程で是非議会とも話し合っただけで進めるべきだと申し上げましたが、その動きがその後ありません。ここら辺がどうなっているかということもお聞かせをいただきたいと思います。

私は、実施計画は非常に大切なものだと思っています。合併時、市民が望んだ、解決を望んだ課題である仙北組合総合病院問題、学校教育のあり方、産業振興、雇用の確保、分権による公共サービスの向上、こういった課題を具体的に解決していく手法を示すのが実施計画であると思います。当然、仕事にはお金がつきものであります。財政の見通しをつけるのも当然なことだと思います。そういう裏付けがある計画を持って進むべきが現在の厳しい財政状況の中での市政運営の基本と考えますが、いかがでしょうか。

私は決して公共事業の額の大きいものを並べるのが実施計画だとは思っておりません。経常的な業務のあり方も含めて実施計画ですので、将来こういうふうになる、そういう方向を目指した手段としてのものでもありますので、常にわかりやすく、目標を定めて進むべき、そのための計画だと思います。そして、目指す目的を明らかにするためには、数値目標が必要なものではないかと思います。現在、実施計画には数値目標が入っておりません。数値目標は住民の方々が行政評価をする場合の資料、あるいは我々議会が決算を審査する場合の資料として大きな意味を持っていることだと思いますし、何よりも行政内部で自分たちの仕事を評価するときの指標として、これは欠かせないものではないでしょうか。ここら辺のところはいかがお考えでしょうか、お聞かせをいただきたい

と思います。

それから、あわせて、実施計画と予算は連動してこそ意味があると思います。市では実施計画と予算の関係をどういうふうに考えて、そして連動させているのか、これもお伺いをしたいと思います。

次に、2点目に大曲駅周辺の整備について質問をさせていただきます。

去る7月29日に全員協議会で駅前第二区画整理事業の変更についての説明を受けました。その中で感じたことですが、この事業は昭和63年から平成19年度までに、総額233億3,252万9千円を投資し、その後平成27年までに、さらに91億9,228万9千円を投じようという、そういう計画であります。事業の実施期間28年間、今予想しております総事業費325億3,281万8千円になる大プロジェクトです。この事業の効果をどういうふうに評価したらよいのかということでもあります。先の議会でも、これも私、同じような質問をいたしましたので二度になりますけれども、この事業効果がどこに具体的にあらわれているのか、あるいはどこにあらわそうとしているのかということでもあります。先日の説明によりますと、地区の安全性の向上、地区の快適性の向上、地区の利便性の向上、都市の骨格形成、まちの活性化、良好な住宅地の供給、地域経済への波及効果、住宅表示の明確化など8つの効果を述べられております。

そこで、その8つの効果が具体的にどのようにあらわれているかということ、どんな指標を使って判断をしておりますか。あるいはしようとしておりますか。そして、それらの指標は、現在どういうような動きになっているのかお伺いをしたいと思います。

この事業は大曲市時代、17年間で約160億円にのぼる投資をしております。またその後、大仙市になってからも、今後も含めて11年間でこれもまた約160億円ぐらいの都市計画であるようであります。当初は大曲地区の事業だったかもしれませんが、今は私は大仙市の大プロジェクトになっていると思います。この事業が大仙市全体に及ぼす効果、それは一体どういうような効果があらわれてくるのかということも含めてお伺いをしたいと思います。いずれ市民は財政が厳しい折、税の使い道については大きな関心を寄せておると思います。私は投資した効果が是非ともあらわれてほしい、あるいはあらわしてほしいということを思っておりますので、ここでお伺いをするものであります。市民から、さらなる投資をするということに対する理解をもらうためにも、是非ともこの点をお聞かせいただきたいと思います。

最後になります。地域づくりについてであります。

地域づくりに対する市長のお考えをお伺いいたします。

私たちは新しい時代に対応できる自立した自治体になろうとして市町村合併をいたしました。大仙市は中心地に人口が集中し、市街地が拡大した都市とは違います。逆に、大変広い地域に小規模の市街地や集落が点在、あるいは散居している地帯です。大仙市の地域づくりは、これを前提に行わなければならないと思います。そのためには8つの旧市町村域、旧大曲の場合はさらに分けて角間川、あるいは四ツ屋などと分けて考えるべきかもしれません。いずれこれらの地域の個性を生かしたまちづくりを進めるべきではないでしょうか。地域エゴといったような考え方ではなくて、地域の個性をお互いに補完し合う、そういった中で連帯感とか一体感が生まれてくるものではないでしょうか。大仙市の活力は、構成する個々の地域がそれぞれ個性を出し合い、発展を目指すことによって生まれると思います。お互いに顔の見える範囲での活動の積み重ねこそが大事だと思います。市長も常に地域の個性を大切に述べておりますので、市長にお伺いしますが、これらのそれぞれの地域の伸ばすべき個性、あるいは特色をどんなものとおっしゃるのでしょうか、お知らせをいただきたいと思います。

私は、個性や特徴は、自然や文化、施設、伝統、様々な分野にあると思います。そして、これらを磨き光らせる担い手は、何といたっても住民の方々です。ただ、まだ住民の方々が自分の力で十分に動いているとは言えないと思います。そこで、こうした動きのきっかけをつくったり、あるいはその後方支援をする役割が大切だと思います。行政の果たす役割という意味であります。とりわけ住民の学習活動を支える社会教育、公民館活動が大切だと思います。環境の問題、健康の問題、人口減少時代に合ったまちづくり、あるいは男女共同参画など、本気で住民の方々との協働をしなければ住民に役に立つ行政にはなり得ないのではないかと思います。そのスタートは、何といたっても住民の方々の情報共有、総合学習だと思います。行政の各分野でも市民との協働のための働きかけをしていると思いますが、学習の専門職員のいる社会教育の分野こそ、市民との協働の基礎づくりを積極的に行うべきと考えますが、いかがでしょうか。また、このような面での現在の取り組み、施策がありましたらお聞かせをいただきたいと思います。

そして、いま一つ、大仙市は地域づくりの核となるべく地域協議会を設置いたしました。この地域協議会も重要だと思います。地域協議会の現状、そしてそこで出された課題に対する対応がどうなっているのか、あるいは市民と協議会とのかかわりは、現在ど

のように進められているのかといったこともお聞かせをいただきたいと思います。

以上、壇上からの質問を終わらせていただきます。よろしく願いたします。

○議長（大坂義徳君） 12番金谷道男君に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 金谷道男議員の質問にお答えいたします。

質問の第1点は、大仙市総合発展計画についてであります。

本市では、平成18年3月に大仙市総合発展計画基本構想及び前期基本計画を策定し、また、6月には実施計画を策定し、効率的・効果的な行政運営、健全で計画的な財政運営に努め、市民との協働による「人が生き人が集う夢のある田園交流都市」の想像に向け、これまで取り組んできたところであります。

ご案内のとおり、基本構想は計画期間を平成18年度から27年度までの10年間とし、市の将来都市像と、それを達成するための基本的施策を明らかにしたもので、基本計画及び実施計画の指針となるものであります。

また、基本計画は計画期間を平成18年度から22年度までの5年間とし、基本構想に定めた目標を達成するために取り組むべき施策を総合的、体系的に定めたもので、個々の施策を計画的に進めていくための具体的な指針となるもので、どういう状態にするかといった基本方針のもとに目標とする指標や具体的な取り組み内容、事業等を明らかにしております。

さらに、実施計画は、基本構想、基本計画の施策や事業の具体的な内容を示すものであり、このため社会情勢や財政状況を勘案しながら毎年ローリングを行い、5年間の事務事業を明確にし、かつ予算編成の指針としているものであります。

はじめに、実施計画につきましては、ローリングにあたり、毎年度向う5カ年の事業について、財政計画との整合性を図りつつ新たな行政需要への対応など地域課題を踏まえ、担当部局や総合支所と協議を重ね、事業内容、実施時期、事業費等の見直しを行い、実効性のある計画を目標に作業を進めてきたところであります。

しかしながら、向う10年間の財政推計では、地方交付税の減少や少子高齢化による社会保障費等の増加により、非常に厳しい財政運営を強いられる見通しであります。

現在策定中の実施計画と財政計画とは大きく乖離している状況であり、特に普通建設事業費については、再度事業の取捨選択、事業費の大幅な圧縮等を図らなければならず、困難を極めております。

また、普通建設事業費に限らず扶助費をはじめ物件費や補助費等のソフト事業につい

ても、大幅な事業費の圧縮が必要となっていることから、できるだけ早急に作業を詰め、平成21年度当初予算要求作業が始まる11月初旬には、実効性のある実施計画をお示しできるように努めてまいります。

なお、市民参加や市民意見につきましては、見直し作業において、現在実施している市民評価での施策に対する満足度や事務事業の有効性の結果、市民の自由意見等を十分反映させながら対応してまいりたいと存じます。

次に、数値目標の設定につきましては、基本計画において前期基本計画の最終年度である平成22年度、基本構想の最終年度である27年度を目標とした指標を設定しており、現在この指標の進行管理を進めながら、来る23年度からスタートする後期基本計画の策定に向けて、その課題や方向性などの確認や検討を行っているところであります。

また、市民評価に沿った形で、事業に対する活動指標や施策に対する成果指標を設定した内部評価を7月下旬に試験的に実施したところでありますが、市民評価とあわせ、結果がまとまり次第お示ししたいと存じます。

なお、施策評価につきましては、今回の試験結果を検証しながら導入について検討してまいります。あわせて、実施計画に数値目標を盛り込むことについても検討したいと考えております。

次に、実施計画と予算編成の関係につきましては、前段でも申し上げましたとおり、当然のことながら実施計画は予算編成の指針として連動されているものであり、そのためにも実効性のある計画でなければならないものと考えております。

質問の第2点は、大曲駅周辺の整備における事業効果についてであります。

大曲駅周辺地区におきましては、大曲駅前第二地区土地区画整理事業、及びこれを補完する大曲駅周辺地区まちづくり交付金事業、並びに住宅市街地総合整備事業を推進しております。この3事業は、大曲駅周辺整備という大きな計画の中で、既に完了した駅前地区土地区画整理事業や駅東線街路事業などと一体的となり、その目的とする事業効果が発揮される事業と考えております。

議員ご質問の事業効果を数値により評価するための指標の設定についてであります。事業の目標を具体的な数値により指標として掲げているのは、まちづくり交付金事業であります。

まちづくり交付金事業は、制度上、3年から5年間のスパンで事業を実施し、数値で事業効果を検証することが義務づけられております。したがって、神岡地区、中仙

地区、協和地区のまちづくり交付金事業につきましても同様に数値目標が設定されておりますし、平成16年度から21年度を事業期間として太田地区で実施しております村づくり交付金事業についても同様の指標が設定されております。

大曲駅周辺地区まちづくり交付金事業では、指標の第1点目に生活環境の満足度の向上を挙げており、事業着手前の平成17年度に行ったアンケート調査結果の47%を事業完了の平成22年度には56%に向上させることを目指しております。

2点目は、大曲駅東地区における定住人口について。平成17年度の人口2,523人を同様に2,723人まで増加させること。

第3点目は、大曲東西自由通路通行者数について。平成17年度は一日840人ですが、同様にこれを924人に増加することを目指しております。

これらの指標は良好な居住環境を創出することにより定住人口が増加し、地区内の経済活動が活発となり、事業効果があらわれていることを検証するための目安としております。

神岡地区と中仙地区は、今年度がまちづくり交付金事業の最終年度となりますので、今年度中に指標としていた数値の検証作業を実施する予定となっております。

大曲駅周辺地区の指標の達成見通しですが、この地区では民間の開発が進んでいることから、達成は十分可能と考えております。

次に、土地区画整理事業並びに住宅市街地総合整備事業につきましては、まちづくり交付金事業のように短期間で完了できる事業ではありませんので、国では費用便益分析マニュアルを示し、費用便益比、いわゆるビィ・バイ・シー（B/C）により公共事業を評価する手法を定めております。新規事業採択時、事業採択後10年間継続中の事業、そして再評価後5年間が経過している事業などに義務づけし、その結果を公表することとしております。

費用便益費は、分母を用地費と建設費、一定期間を基準とした維持管理費などの経費とし、分子は事業効果を金銭に換算した額としております。分子の算定基礎とは、交通機能が向上したことによる時間短縮、災害や事故などの損失額の軽減、環境負荷の軽減など多くの項目が含まれており、ご質問の8つの事業効果につきましても大なり小なりこれらの効果にかかわっていると理解しております。

市では、国の制度に基づきまして大仙市公共事業評価実施要綱を定め、大仙市公共事業評価審議委員会を設置し、費用便益分析の結果などの資料に基づき審議をお願いし、

事業の継続の可否につき答申をいただいているところであります。

区画整理事業の再評価につきましては、今年度審議会を予定しておりますが、平成15年度再評価時の費用便益比（B/C）は、都市計画道路中通線について3.21、土地の利用増進など面的な整備面では1.30となっております。

次に、住宅市街地総合整備事業については、新規事業採択時の平成16年に費用便益分析を行い、費用便益比が1.30となっております。費用便益比については、新規事業の採択や再評価で事業継続となる数値の目安となるもので、事業の性格により異なりますが、一般的には道路整備については1.5以上、面的な整備については1.0を超えることとされております。

いずれにしましても面整備が完了した地区をご覧になっていただければ、広域的な幹線道路の整備が着実に進行しておりますし、狭隘道路や行き止まり道路に面し形外されていた密集住宅地は、安心・安全な環境に再生されております。

また、事業費の大半を占める建物移転保証金のほとんどは、新築など個人の設備投資として地域経済に還元され、建物の更新などでも固定資産税の増収が確実に見込まれておりますので、効果は確実にあらわれているものと考えております。

大曲駅周辺地区は、合併前から商業、サービス業、文化、医療などの施設が集積する地域の中心地として大曲仙北広域圏を支えてきた地区であり、秋田新幹線の開業により交通の結節点としての機能が強化され、県南の玄関口としての役割も担っております。昨年度から策定作業を進めております大仙市都市計画マスタープランにおきましても、県南の中核拠点としての位置づけで検討を進めておりますし、中心市街地活性化基本計画の策定も当該地区を対象に進めております。

県南の玄関口にふさわしい魅力ある中心市街地として、あるいは大仙市の顔として、次の世代に継承していく必要があると考え、これからも引き続き大曲駅周辺の整備を推進してまいりたいと考えております。

質問の第3点は、地域活性化についてであります。

はじめに、市の活性化につきましては、市町村合併に伴い、当市は人口及び面積が平成17年度の国勢調査におきまして、それぞれ県内で3番目及び6番目の規模となりました。

このような状況におきましては、これまで以上に小学校単位のような地区単位でのまとまりが重要な位置づけになると考えております。そのため、現在、各地域におきまし

ては、地域協議会のもとに原則小学校単位で地区コミュニティ会議の設立を計画しております。地区コミュニティ会議は、まちづくり委員会という位置づけにあり、地区の自治会、ボランティア団体等の各種団体が地域活性化を目的として、連携・協力して活動した方が、その地域が抱える課題に対して的確に対応できるものと考えられますので、これらを実現するのが地区コミュニティ会議であると考えております。

特に大曲地域では、合併以前に地区毎に地域いきいきビジョンを策定していただき、地域の良さを掘り起こし、また、計画を策定する活動を通して地域の活性化に意欲を持つ住民同士の連携を強め、住民と行政とによる協働のまちづくりを進めてまいりました。これらの活動は、現在、地域枠予算の活用により継続されております。

また、その他の地域におきましては、自治会会長連絡協議会等、各自治会の連携を図っている地域もあり、引き続き自治会の組織化及び育成を図り、住民主体のまちづくりを推進するため、自治会育成支援に努めてまいりたいと思います。

地域の個性につきましては、歴史、気候風土、伝統文化等を背景に、これらの結びつきの強い地域において長年にわたる日々の市民生活のもとに築き上げられてきたものであると考えております。すなわち、その礎は住民であり、住民の連携や協力等により育まれた地域の個性や特性を生かしていくことが当市の発展に結びつくものと考えております。

この件につきましては、議員と考えを同じくするものであります。

今後とも当市の施策に掲げております市民との協働によるまちづくりを進めるため、地縁に基づく住民自治活動を支援し、市民のまちづくりへの参画意識を高めるとともに、地区の個性や特性を生かしたまちづくりやにぎわいづくりに取り組んでまいります。

次に、市民との協働の基礎づくりにつきましては、合併前より各地域で実施されておりました生涯学習施策の一つとして、社会教育事業及び公民館事業はもとより、新規事業につきましてもそれぞれの地域の特徴を生かし、市民の皆様と協働で実施することが重要であると考えております。

とりわけ地域住民主導で行われております、例えば花いっぱい運動を通じた環境美化運動の実践地域などの奨励をはじめ、男女共同参画事業との共催や年代毎の課題や悩みに焦点を当てた市民大学教養講座の開催等をはじめ、高齢者講座、家庭教育講座など市民の要望に応えた講座等も好評を博しておりますので、今後とも継続してまいりたいと考えております。

また、子供同士が切磋琢磨するような体験が希薄となり、大人が子供と一緒に居場所づくりをしなければならない状況もあります。

このような状況を踏まえ、放課後子ども教室推進事業、学校支援地域本部事業など、国・県の補助事業を積極的に活用しながら、児童、学校、地域の連携が一層深まるよう実行委員会を組織し、事業を推進しているところであります。

これらの事業を通して、ボランティアや地域住民が家庭教育への支援にかかわりながら、地域協働の土台づくりにつながっていくことを期待しております。

平成23年度を標榜した生涯学習推進計画の平成19年度市民評価の中でも、各施策の状況が概ね好良との評価をいただいておりますが、市民一人一人が自己の充実や生活の向上、自分に適した手段や方法を選択し、生涯にわたって学習できる環境づくりを目指すと同時に、学習に必要な専門職員の配置等にも配慮しながら、地域の活性化が図られるよう努めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、子供から大人までみんなが「学ぶ」、多くの人と出会い「ふれあう」、学習成果を「活かす」という視点で生涯学習時代に対応するため、関係部署と連携しながら進めていきたいと考えております。

次に、地域協議会の現状等につきましては、現在、地域協議会におきましては、行政施策の基本構想や地域枠予算の補助金交付の可否等について意見をお伺いし、それらの意見を尊重した行政運営を行っております。

また、昨年度から日々の住民活動や住民の意向等を通じて得られた地域の課題を行政施策へ反映させるため、各地域協議会におきまして地域振興計画を策定していただき、今年度中に8地域すべてで計画が策定される予定であります。

これらの計画の実施につきましては、地域枠予算の活用を図るとともに、10月から11月にかけて私、もしくは副市長が各地域協議会に出席し、地域協議会委員の皆様との意見交換を実施する予定であり、各地域協議会から出された提言等につきましては、来年度当初予算編成の参考にする等、市の行政施策へ反映していきたいと考えております。

今後とも地域の課題解決にあたって、地域協議会が果たすべき役割は重要なものと考えておりますので、地域協議会の活動等につきましては、市広報を通じて様々な紹介をしたりしながら市民に積極的に協議会の活動を紹介してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大坂義徳君） 12番、再質問ありませんか。はい、12番。

○12番（金谷道男君） 実施計画についてですけれども、市長も今、財政との絡みで非常に難しいというような答弁をもらったと思っております。私、だから大事なのではないかなど。先程も予算の裏付けがある計画をというお話をしていましたのが、そういうことであります。

それから、予算と連動させてほしいというのは、予算は単年度ですけれども実施計画の方は当然に、先程のお答えの中にもありましたとおり5年、あるいはもちろん10年見て、5年見て、3年、毎年ローリングしているという、そういう流れで当然やるのが当然の話だと思いますが、やっぱりそうしていかないとこの先大変だというのは当然なので、何かもうちょっとその実施計画というものを、もうちょっと何か、私ちょっと聞き方悪くてあれだかもしれませんが、端的に言えば1回目こういう形で出させていただきました。2回目以降が全然見えてないわけです。私、これはやっぱりちょっと問題だと思うんです。やっぱり毎年度こういう形に出てくることによって、評価なり何なりができて、それでこの後大仙市をどう持っていくかという話の方につながっていかねばならないので、ここら辺のところ、市長、毎年ローリングしていると言っていますけれども、どこでどうやってローリングして、どこがどう変わったのか、これはやっぱりこの後、我々も含めて市民にもやっぱり提示しないとだめなものじゃないかなというふうに思うのですが、そしてその過程で、ちょっとさっき答弁の中で、議会とのどこのタイミングでという答えがなかったような気がしますけれども、いずれそのような進め方が必要なんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大坂義徳君） 答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） 金谷議員の質問にお答えいたします。

ちょっと説明不足だったかもわかりませんが、もう一度繰り返させていただきます。

この実施計画、5年間の実施計画の中心であります。大仙市の総合発展計画を作る基礎となっているのは、合併協議会でまとめた新市の計画であります。ただ、その状況等が非常にまだ不透明なものもあったり、あるいはまとめましたけれども非常に計画が少し粗い計画でまとめざるを得なかった。それをもとにしながら、その総合計画の中で何とかその大仙市として方向づけをして実施できるような計画にまとめ上げようということで相当努力いたしましたけれども、この基本構想は10年間、これはまず新市の建

設計画に基づきますので、これはいいのですけれども、この5年間の基本計画と、それを実行する5年間の実施計画、特にこの実施計画のまとめにつきましては、あまりにも事業量が多彩といいますかそういうことで、正直言ってまとめきれないままに総合計画の実施計画を示しながら、それでその毎年ローリングをかけながら、財政も一定の予測がそこからできておりましたので実施してきたという経過であります。

この総合発展計画を作った時にまとめ上げましたこの実施計画、これがたくさんの事業が入ってきます。果たして、今かなり正確に将来の財政計画、財政予測を我々しているつもりですけれども、ものすごい数字に乖離があって、なかなか実際踏み込めないという状況が続いておりました。ですけれども、この合併が4年目になりまして、国の枠組み、あるいは考え方というものも分権改革、大分明らかになってきましたので、やはりこれをそのままにしていけませんので、そういう意味で議員が前から指摘いただいておりますように、思い切って12月までに実施計画をまとめ直すといいますか、案を、やはり財政計画と整合するような案をきっちり作ってみたいと、こういう考えであります。つくる過程においては様々なご意見を聞いていかなければならないと思いますが、まず議会の皆さんとよくその案についてまず協議してみたいということで、その案をまず我々、責任持って12月までにお示しできるような案を作ってみたいと、こういう考えを説明したところであります。

この辺が非常に難しい作業であると思います。それぞれの地域の思い、考え、あるいはそれに基づいて合併協議会でまとめた大きな計画を総合計画で少し縮めながら実効性あるものにしたわけですけれども、それがまだ不完全なもの、それをもう一度やっぱり合併して4年目を迎えていますので、それをしっかりとしたものにするということは、相当厳しい分析、対応しなきゃならないだろうと思っていますけれども、まずこれをしっかりさせなければ前に進めないのではないかとこのように考えておりますので、12月までには案を出してみたいと、こういうふうに思います。

○議長（大坂義徳君） 12番、再々質問ありませんか。

○12番（金谷道男君） 12月まで作っていただけということで、私、今、16年から19年までの交付税の流れをずっと見ていますけれども、今まだ合併算定替えの期間です。ですけれども、やはりかなりの額で下がっております。上がっている自治体もあるようですけれども、その中身はさておいて。それで27年に算定替えが終わります。その時以降後のことを相当に厳しく見ていないと、私は大変だと思います。それで今や

ること、5年後の負担のところまできっちり見ていって、それを勘定した上での実施計画というものを是非私は作ってほしいし、その過程で我々も、私、がっちり案が決まったところで議会と良いか悪いかという話ではない状態の中で、やり取りのできる、もっと意見交換のできる、そういう中でやっていかなければならないのではないかなど。特にランニングコストのかかるもの、これは相当慎重にやらないとだめだと思います。昨日から一連の流れ出てますけども、また言えば市長に怒られそうですけれども、私はそういうのをしっかり含めて、やっぱり考えないといけないのではないかなど。当然これは大曲駅前の問題についても同じことが言えると思いますけれども、そのところをひとつがっちりやっていただける、あるいは我々と対話をしながらやっていていただけるということで、この1つ目の方の質問を終わらせていただきます。

それでは、駅前の開発関係のことについてお伺いしますが、私も事業効果はどこまで見せるべきでないかというので、先程大変いっぱい説明していただきました。でも、はっきり言ってわかりません。たぶんわからないとっていて説明していただいたと思いますけれども、いずれそういう資料があるのですしたら、私はやっぱりはっきり出すべきでないのかなど、それを市民の方々に示すべきなのではないかなど。なかなか後戻りのできない事業だということで進んでおられるようですけれども、まちづくりのところに限っていえば、太田でも村交やってら、あっちでもなんてやってるというそういう話ではなくて、今、片方では10月11日ですかイオンがオープンする。これの影響って私は大変なものでないのかなど。そこで、今まで駅前に投資してきたことの意味合いが、ある意味ではなくなる可能性も、部分も、競合するという意味ですよ。競合するという意味であるのではないかなど。そのときに、そういう2つの場所があるんだけど、ここにはこういう正確で残すんだよというアピールが、もうちょっとほしいということですよ、私は。例えば快適な住環境という部分があるとすれば、このエリアにはこのぐらいの快適な部分があって、今よりもこのぐらいの人が快適に過ごせる、住めるんだよという、そういうことをねらってやっているんだよというような、その市民の目線でわかるような数値といいますか、効果みたいなものを、やっぱり示すべきでないのかなど。先程言いましたように、これは当初は大曲というエリアの効果だったと思います。でも額が額ですので、やっぱりこれは全市民、9万の大仙市全市民が今度見るということになりますので、やっぱりそこら辺は、やっぱり効果をきっちり示して、今さらあれやめれ、これやめれってこれなかなかできないというのもさんざん聞いておりますので、そ

こまでは言いませんけれども、やっぱりその効果、目的、ねらっている効果をきっちり示して、あるいはこの部分ではこういうようになりますよ、なっていますよというようなことをもっともっとアピールしてもらいたいなど、そんなふうに感じますけれども、市長、いかがでしょうか。

○議長（大坂義徳君） 答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） この事業効果の問題ですけれども、まちづくり交付金、比較的短い期間で、今これも国の方では新しい考え方で出してきた事業ですけれども、この場合は数値的なものがはっきりわかるような設定をされております。ただこの区画整理事業及び少し時間がかかるものについては、なかなかその指標設定というのが、我々もいろいろ何かないかということではいろいろあれしているんですけれども、まず国のそのB/Cのあれと、その評価、再評価委員会、これしかないような気がします。ただ、評価委員会に出すいろいろ資料ありますけれども、そのB/Cの中身をもう少し市民にわかりやすくそういう効果というものを市独自でやっぱり市民に対して示していくという努力は必要だと思いますので、まずいわゆる決まったものがなかなかないようでありますので、何か大仙市としてのオーダーメイドみたいなものを、事業効果的なもの、市民がわかるような指標みたいなものは、外にやっぱり出す工夫はしていかなきゃならないものではないかなと思っています。

これら事業につきましては、旧大曲の時代からのずっと長い事業でありますけれども、大曲のまちをどうするという問題もございまして、やっぱり仙北圏域の中での中心地域という概念の中で大きな計画に入っていくというふうに私は理解しております。

○議長（大坂義徳君） 12番、再々質問ありませんか。

○12番（金谷道男君） いずれ今、市長、何らかの形で市民にその効果を示すような方策を考えてくれるということですので、それをお願いしたいなと思います。

非常にやっぱり周りの、はっきり言って周りの町村、旧町村といいますか、そういうところではやっぱり、私は正直言いますけれども、かなり厳しい目で見ているということは、もうたぶん市長もおわかりかだと思います。やっぱりほかのところでは、いろんな事業をカット、詰めているのが実情です。例えばまち交の話、さっき村交の話もしましたけれども、それぞれも精査して事業を、それは事業効果を上げるためですので私はだめだとは言っていない。ただその中で、やっぱりなおかつ駅前の周辺、市長はまち交の話もしましたけれども、事業としては相当な数の事業が入っているようであります。

過去も含めて。周辺を整備するために。だからそれは大仙市の顔といいますか、顔というイメージはちょっと私わからないですけども、いずれ中心地としてやらなければだめだということをやっているとすれば、くどいようですけどもそういう効果、あるいは周りの市民の方々がそこを利用した場合の利便性も当然その中に含まれるかと思いませんし、それに耐え得るだけのまちであってほしいし、そうなってほしいとは願っています。いずれそういう効果を是非早めに市民にお示しをいただければ、私たちも非常に判断する時の材料になると思いますので、それは宜しくお願ひしたいと思います。答弁はいいです。

○議長（大坂義徳君） 次に、地域活性化についての再質問はありませんか。

○12番（金谷道男君） せっかくの時間ですので、最後まで使わせていただきます。

地域活性化の話ですけども、私、実は教育長さんも答弁してくれるかなとちょっと期待したのですが、私、さっきも壇上でも言いましたけれども、やっぱり住民の方々が主役だし、住民の方々がいろんな情報を持って、あるいは学習して、進んで、地域がよくなるものだと思います。そしてその結果が行政の施策になるものでないのかなと、それがいわゆる市民と協働ということの基本ではないかなと思います。そのときに、やっぱり社会教育の果たす役割というのは、私何で大切かと言いますと、そういう課題のプログラムを作るプロがいるという話です。それは当然どこの公民館にもいるはずですので、そこで教育長さんにお伺ひした方がいいと思いますが、社会教育の担当の方々のそういうプログラムづくりみたいなどころの勉強会みたいなのを重ねておられるのか。今、大仙市には何が課題で、住民要望によって学習プログラムをつくるというのも当たり前前の話でしょうけれども、一步進んで、新たな大仙市を発展的に作り上げるためには、こういう課題も学習していかなければならないのではないかということ、その人方の研究会とか研修会とかといったものをおこなわれるかどうかということ、ちょっとお伺ひしたいと思います。

○議長（大坂義徳君） 答弁を求めます。三浦教育長。

○教育長（三浦憲一君） もちろんこれ、市単独のものと、それから県関係の研修もごさいます。それらすべて参加して研修しているわけでありましたが、今やはり生涯教育で一番大事なものは、生きる力を育てることと生きがいづくりという、この2点に尽きるのではないかなと思っております。

それで、生きがいづくりに関しましては、かなり進展が見られました。いろんな講座

もやっていますし、いろんな発表会もやっていますし、それを生かしていくという視点で今、広げているところであります。大仙は決して劣っていることはないなというふうに評価されていると思っております。

次の視点の生きる力の方が今、課題になってきております。高齢者、あるいは少子化の問題で子供たちが少なくなった関係上の家庭教育のあり方とかそういうものも含めて、非常に、どう子供たちを地域で育てていけばいいのかとか、そういう視点の方が今、非常に重要課題になっておりましたので、先程市長が答弁されましたとおり、学校地域支援本部だとか学校放課後プランだとか、そういうものが新しく導入されてきておりましたので、新しい課題にも対応しているものというふうに私は理解しているところであります。

以上であります。

○議長（大坂義徳君） 12番、再々質問ありませんか。

○12番（金谷道男君） ありがとうございます。

そこで教育長さんをお願いというか、これ最後に要望して終わりますけれども、たぶん庁内の、庁舎内というんですか、庁内の各担当課って、やっぱり市民と協働したいという、しなければだめだということをいろんなところに書かれていると思います。そういう担当のところと、私は是非公民館の職員の方々と情報交換というか、お互いの交流と言えはあれですけれども、大切なんじゃないかなと思います。振ってあれですけれども、例えばごみの減量化の問題、私、前もごみにちょっとこだわっている人間なので、ある市ではごみゼロ運動をやるというって、究極はごみをなくすんだというようなこと、行き着くところはたぶんそこなんだと思います、これからの時代は。といったことを考えれば、やっぱり市民の方々の動きというのは、私は非常に大事なので、例えば今ごみの話をしましたけれども、これは当然教育の問題もあるし、それから男女共同参画もあるでしょうけれども、そういったことも是非一緒にチームを組んでやるというような考え方で、どうも最近、私、社会教育批判するわけではありませんけれども、何か趣味、これ、怒られるかもしれないけれども、趣味とレクリエーションの世界にとどまっているのではないかと、悪いとは言っていないよ。当然これは入り口ですので、やるべきです。ただ、その詰まっていくところ、もうちょっと先の、さっき言った、教育長さん言われた、そういう人づくりといいますか、地域づくりといいますか、そういったところに入っていくためには、やっぱりリードする力というのは必要だと思います。私、それ

ができるのは、やっぱり公民館とかしかないと思います。余計なことを言うようですが、私何もその仕事をやってきたからと今言っているわけではなくて、本当にそのことを切実に必要なんじゃないかなと。そうすれば、いろんなことがもっともっと見えてくるのでないかなと。さっきも言いましたけれども、本当に財政的には厳しい中で、協働で生きていかなければならないというのは、もう目に見えていますので、本当に27年以降の交付税というのは、今の状態で考えても私は大変なことになるのではないだろうか。経常費出てこなくなってしまう可能性がある、今、変なことをやっている。そのぐらいの状況になっていると思います。だからこれは最悪のシナリオで考えなければならぬ。その時にやっぱり住民の人方との理解だと思うので、今からは是非そういう方面の勉強会といいますか、市民に問いかけをする機会を是非つくっていただきたいということをお願いしまして、答弁してもらえるのであればお願いします。

○議長（大坂義徳君） 答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） 金谷議員のご指摘していただいているこの問題については、大変重要な課題と思っています。かつて秋田県が小畑知事が、いわゆる生涯学習という概念の中で全国をリードして、それでといいますか、そういうあれが秋田県が伝統として今でも脈々とあると思います。あえて答弁させていただいたのは、本当は教育長答弁だったと思いますけれども、大仙市としては、いわゆる教育委員会、分室という、仕事のルートはそうなりますけれども、やる以上はこれは全市でやる、全市の職員がかかわってやろうという考え方を少しでも出していきたいという私は考え方であります。本来は、普通のところだと教育長の出番というところに市長が出たり副市長が出たりする、これは我々はやっぱり全体としてその生涯学習を大きく包んで、そこからその地域づくりが始まっていくと。そういう意味で教育委員会と我々一般行政のところ、きっちり結び合っていかなければならないという、そういう姿勢を職員にも示さなきゃならないし、市民の皆様からも理解していただきたいというそういう大きなとらえ方でやっていかなければ、これからのいい地域というのはつくれないと思いますので、ひとつそういう考え方で我々、教育委員会と、その垣根は全然とっばらってやっていきますので、ひとつよろしく願い申し上げたいと思います。

○議長（大坂義徳君） これにて12番金谷道男君の質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。本会議は、午前11時10分に再開したいと思います。

午前10時58分 休 憩

.....
午前 11 時 11 分 再 開

○議長（大坂義徳君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。5 番藤井春雄君。はい、5 番。

○5 番（藤井春雄君）【登壇】 市民クラブの藤井春雄です。今日は 2 番目ですが、昨日からすれば 7 番目ですから、食傷気味だろうと思いますが、ひとつお付き合いを願いたいと思います。

我々の方は入れ代わり立ち代わりなので、そう大したことありませんが、市長は 1 人で昨日から頑張っていますから大変でしょうが、しっかりひとつ聞いて、いい答弁をお願いをしたいと思います。

はじめに、過疎地域集落対策についてお伺いをしたいと思います。

昨年 6 月の定例議会において、杉沢議員が限界集落問題を取り上げ、当市における実態などについて詳しく触れられております。市長答弁も改めて読ませていただきましたが、どうも議論がよく噛み合っていないのではというのが私の率直な感じでしたが、本定例初日の市政報告で、小規模集落コミュニティ対策についての報告がありましたので、動き出したなということはわかりましたし、いずれそれらアンケートの結果の分析を待つということでしょうが、このような大きな課題に取り組む基本的スタンスは、共通の認識がまず求められているのではないかという意味で、あえて質問をさせていただきます。

私ももう 3 年前になりますか、「クローズアップあきた 2005」で放映された限界集落「村はよみがえるか」を見て、当大仙市にもそこで住みたいけれども住めないという悲しい現実があるということを知り、ショックを受けた一人であります。集落の持つ多面的機能や、その集落を維持し持続させることの必要性は、誰もが理解しているところだと思いますが、具体的方策ということになれば、社会構造のすべてに及ぶあまりにも大きな問題なだけに、ついたじろいになってしまうというのが率直な現実ではないかと思っています。杉沢議員は「今そこにある危機だ」という表現で取り組みの緊急性を強調されました。また、この 4 月に出された政府の過疎問題懇談会の提言には、集落が維持困難となる前の段階から幅広い集落において各自治体が積極的に取り組むことが望ましいと言っているように、今直ちにという緊急課題として受け止められるのかどうか問われている問題ではないかと思いますが、いかがでしょうか。この問題に取り組む基本的

考え方とあわせ、見解をお聞かせいただきたいと思います。

この問題の2つ目は、総務省が行う対策の目玉は、集落支援員を設置することであり、新聞報道などによれば、具体化した自治体には12月に交付税対応をするというもののようであります。当市では、この集落支援員制度を活用する準備をされているかどうか、お伺いをしたいと思います。

この問題の3つ目の質問ということになりますが、前に述べましたNHK「クローズアップあきた」の特集の中で、集落再生の取り組みとして紹介された滝ノ沢集落の根田昌治さんは、定年退職された後に滝ノ沢集落に移り住み、NPOを作って集落再生に取り組んでおられることが報じられましたが、放映からもう3年、市としてどのような対応をされ、今どのようになっているのか、おわかりになりましたらお知らせをいただきたいと思います。

2つ目の質問は、通称農業試験場との提携についてであります。

夢のある田園交流都市を目指す当市には、農業試験場として多くの実績と伝統のある通称農業試験場、正式には独立行政法人農業食品産業技術総合研究機構東北農業研究センター大仙研究拠点という長い名前だそうですが、ご案内のように現在は四ツ屋にあります。

この施設は1896年、旧花館村に農事試験場陸羽支場として創設され、大曲市時代の平成8年には開設100周年の行事が行われましたので、もう110年を超える古い歴史のある研究施設です。つい先日、例年行っている一般公開があり、最近の新しい研究課題などについて見せてもらいましたが、そこでいただいた研究センターだよりの中に、研究管理監、大仙拠点の場長さんの書いた「第3の黄金期に向けて」という巻頭言は、地元の私たちにとっても勇気づけられるものでしたので一部を紹介しますと、この試験場は昭和初期の大冷害時に救世主と言われた陸羽132号を生み出し、第1期黄金時代をつくった。昭和30年代後半からの米の量から質へという転換期には、トヨニシキやキヨニシキの一大ブームをつくって第2期黄金期と言われ、今、国際的な穀物自給の逼迫の中で、10a当たり1tを目指す「べにあおば」などの多収米で第3の黄金期を目指したいというものでした。また、通称刈和野試験地、正式には大仙研究拠点大豆育種研究東北サブチームというのだそうですが、最近では「すずさやか」や「青丸くん」など多くの優良品種を生み出し、地元でも親しまれているところですが、この刈和野試験地は1908年、農事試験場陸羽支場石名坂圃場として刈和野の地に設置され

ていますから、今年が100周年ということになります。

長々と説明をしてまいりましたが、全国一の米の生産地、田園交流都市を標榜している本市にとっても、このような実績と優秀な研究者、人材をそろえて、全国にも誇れる研究機関がせつかく地元にあるわけですので、もっともっと連携を密にし、また、地元としても盛り上げていくことが大事なのではないかということで、例えば今いろいろなところで産学官の提携等が行われているように、交流・提携についての取り決めを交わすとか、刈野試験地100周年記念行事のお手伝いをするとか、あるいは簡単なことでは場の一般公開などのPRには市の広報の片隅でみみっちいお知らせなどではなくて、1ページぐらいを割いてPRしてやるとか、あるいは秋まつりには研究発表をしてもらうとか、共生のための知恵をお互いに出し合ってみるのも意義のあることではないかと考えていますが、いかがでしょうか。所見等お聞かせをいただければと思います。

3点目は、障害者の雇用問題についてであります。

障害者自立支援法が本格的に施行されてから2年になろうとしています。

自立支援法の柱は、障害のある人々に身近な市町村が責任を持って一元的にサービスを提供するということにあると言われていています。中でも障害者雇用制度については、障害者の雇用の促進に関する法律のもとに、障害者雇用率制度によって障害者雇用が義務づけられています。この法律において定められている法定雇用率は、一般企業は1.8%ですから、常用労働者56人につき1人の障害者雇用が義務づけられているということになります。さらに少し数字が並んで恐縮ですが、特殊法人は2.1%で48人につき1人の障害者雇用、また、国や地方公共団体も同じく2.1%、48人につき1人の障害者ということになり、教育委員会の場合は2.0%、50人につき1人ということになっているようであります。

県労働局が昨年11月に発表した県内民間企業の障害者実雇用率は、全体で1.55%で、達成企業割合も53%を超え、年々向上の跡が見られるということになっているようですが、当大仙市管内における民間の障害者雇用率はどのようになっているのか、おわかりになりましたらお知らせをいただきたいと思います。

この問題の2つ目の質問ですが、同じく県労働局から発表された各市町村等機関別状況には、各市町村の障害者雇用状況が示されています。地方公共団体の場合は2.1%ということですが、本市の場合、基礎となる職員数、これは市長部局ということでしょうが1,092名、雇用障害者数17名、実雇用率1.56%で、にかほ市、能代市に

るだけ身軽にしながら本来の行政サービスに集中してという中で、新たなお荷物を抱えることになりはしないかという心配は当然のことだと思いますし、取得後の経営見通しをしっかりとすべきだということも、全くそのとおりだと思っています。

ただ、説明があったように、慎重に時間をかけて議論、検討する余裕もありませんし、この議会で結論を出さざるを得ない待ったなしの問題でもありますから、ペアーレ設置当初から少しでも事情を知る者の一人として、是非この際、市で取得し、せっかく育ちつつあると言われる新たなペアーレ文化の発展と中心市街地活性化のために役立ててほしいものだという立場で申し上げたいと思います。

配付されました参考資料にも誘致時の市からの要望書等があり、当時の状況を行間から読み取ることができますが、大曲に決まるまでもいろいろあったようですが、大曲設置ということになった際も社会保険庁は、車の便の良いバイパスに面した場所にと固執し、中心市街地活性化策を考えてという市側との意見の隔たりが大きく、当時の高橋市長のご苦勞は並大抵のものではなかったことが深く心に残っています。ほとんど例がないと言われた人口4万人以下の小さなまちで利用者数が心配されたところでもありましたが、皆さんの努力もあり、今では年間7万人余り、一日平均で200人を超す利用者ということですから、中心市街地の立派な核施設とも言えると思います。

ちょっと余談めいたことになりますが、この間、魁新聞に、さきがけ政経懇話会例会の記事が載っていましたが、「主張するまちだけが生き残る」というテーマで、企業が進出先を決めるにしても、まちの顔である中心市街地がどんな顔をしているかを重視することが述べられておりましたが、そのように考えますと、中心市街地のペアーレの存在意義というのは大変に重いものではないかと思っています。

また、開設から間もなく10年を迎えようとしています。開設当初から続いている受講者もかなりおられるとも伺っています。生きがいつくりの講座などでは、長い交流ですから、新しいペアーレ文化とも言えるものも育っていると言われていています。

いずれ中心市街地の皆さんや利用者の皆さんも、できれば市の力でペアーレの存続という願望の強いのは、ひしひしと感じています。市でも情報を的確にとらえ、入札に万全の対応をされるよう要望をいたしたいと思いますし、市長報告ではさらっと流されていますが、全議員協議会以後の状況に進んだ状況、事情等ありましたら、差し支えのないところでお知らせをいただきたいと思います。

最後に、第二区画整理事業について申し上げたいと思います。

先の全員協議会の際にも申し上げてきましたので重複する点もあろうかと思いますが、正式な議事録に残る本会議ですので、お許しをいただきたいと思えます。

先の全議員協議会でも、この事業を施行していただく立場の者、受益者としてもいろいろの苦勞や悩みのあることをお話いたしました。この事業によって、場合によれば生活の基盤そのものが根底から変わるわけですので、それぞれの生活設計はこの事業の進行状況によってすべて左右されるということになります。着工から既に20年、報告されたように、全体では事業も7割方進んでいることではあります、残っている地域では、今日まで何回か計画を示され、何回か変更され、またまた先延ばしということになれば、いらだちや不満が出てくるのも少しはご理解をいただけるのではないかと思っています。

この事業を振り返ってみますと、いけいけどんどのバブル時代に始まり、その崩壊の後も国の景気対策に乗ってられる時代までは順調に進んできたところですが、なかなか難しい時代となり、市町村合併へと進んでくるわけですが、合併を前に大曲市時代にアドバイザーを入れて綿密な検討の結果として示されたのが、これまでの平成24年度完了の計画だったと思えます。

先日8月31日、大花町地区を中心に、昼夜2回にわたって事業変更の説明会がありましたが、私も全議員協議会で懸念をあらわしたとおり、大花地下道の廃止問題を中心に、住民からは厳しい反発と不信感があらわされたところであり、当日出席された職員の皆さんも、あの会場の空気はお感じになったと思えますが、事業見直しとあわせ、都市計画見直し問題を今後どのように進めていくお考えなのでしょうか、お伺いをしたいと思います。

以上で私の質問を終わらせていただきますが、再質問はする予定がありませんので、しっかりとお答えをいただきたいと思えます。

○議長（大坂義徳君） 5番藤井春雄君に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 藤井春雄議員の質問にお答えいたします。

質問の第1点は、過疎地域の集落対策についてであります。

我が国は東京への一極集中と地域格差の拡大に象徴されるように、地方都市の衰退や農山漁村荒廃が進んでおり、中でも人口減少と急激な高齢化に見舞われている本市を含む過疎地域の問題は、極めて深刻な状況となっていると認識しております。

過疎対策については、昭和45年に過疎地域対策緊急措置法が制定され、旧協和町が

地域指定を受けて以来、その後の特別措置法の制定により、昭和55年には旧南外村が、平成2年には旧西仙北町がそれぞれ地域指定を受けておりましたが、平成17年3月の合併と同時に大仙市全域が、みなし過疎地域の指定を受け、集落対策を含め、これまで総合的な過疎対策事業を実施してきたところであります。

昨今、過疎化、少子高齢化が急速に進行しており、これに伴ってそのコミュニティ機能が急速に失われつつある状況となっており、特に農山村部の小規模集落においては、その傾向が顕著であり、市としても早急な対応が求められていることは十分承知しております。

はじめに、取り組みの基本的な考え方につきましては、昨年7月、総合支所を対象に集落、これは町内会も含めて状況調査を実施し、今後10年間は消滅する集落、町内会はないと報告を受けており、当市では当面、社会的共同生活の維持が困難となり、集落そのものが移転しなければならない地域はないものと考えておりますが、現在、南外や太田地域で実施されている国の中山間地域直接支払制度や市が実施している地域公共交通対策などはその一環と考えているところであり、今後は既存建物、建造物などを利用した定住化の促進対策など、住民と市との話し合いによる集落対策について早急に検討していく必要があると考えております。

こうしたことから、今般、小規模集落等の現状・課題を把握し、小規模コミュニティの連携による機能の再生、活性化を目的とした指針と支援策を検討するため、市内の全行政区と高齢化率が高い小規模集落を対象としたアンケート調査を実施したところであります。結果がまとまり次第、地域協議会委員などで構成する小規模コミュニティ対策会議を開催し、様々な支援策についてご提言をいただく予定となっておりますが、これらを参考にしながら、できるものから平成21年度予算に反映してまいりたいと考えております。

なお、協和地域の宮田集落については、隣接集落との連携によるコミュニティ機能の再生、活性化や災害時等における孤立化を防止するため、今年度から集落を通る市道上荒田・宮田中野線の整備事業に着手しております。また、小規模自治会が多い南外地域では、将来を見据えた新しいコミュニティ組織の実現を図ろうと、総合支所が先導となって自治会の合併も視野に入れた新しい地域づくりの取り組みが進められております。

加えて、国に対しては、現在の過疎地域自立促進特別措置法が平成21年の終期となっていることから、引き続き過疎法の制定と地域指定を受けられるよう積極的に働き

かけております。

次に、集落支援員制度につきましては、この制度は平成20年4月24日に過疎問題懇談会が「過疎地域等の集落対策についての提言」の中で示されたものであります。これは行政が集落への目配りが必ずしも十分行われていないのではないかということから、行政経験者や農業委員会など農村関係業務の経験者等、地域の実情に詳しい外部人材を活用した集落支援員を設け、市町村の職員と協力しながら集落を定期的に巡回し、生活状況、農地・森林の状況等の把握、点検や話し合い、集落対策の推進などをサポートして行おうとするものであります。

本市では、合併と同時に地域自治区を設置するとともに総合支所を設置し、集落への目配りとともに様々な自治会支援や地域公共交通対策を行っているところでありますが、この後検討いたしますコミュニティ指針や支援策において、この集落支援員制度の活用についても十分に考慮してまいりたいと存じます。

次に、再生に向けた取り組みに対する市の対応につきましては、NHKで紹介された根田昌治さんは、定年後、ふるさと南外地域の滝ノ沢地内でNPO法人「農楽舎」を立ち上げ、田舎暮らしで農的生活を楽しむための仲間づくりを進めようと、自分たちで様々な活動をされております。昨年は県立大学の島沢ゼミと東北文化学園大学の照井ゼミの学生の皆さんが合同でここでフィールドワークをしたりしておりますし、NPOの様々な方たちが訪れて、NPO活動の拠点にもなっているようであります。市に対する具体的な支援につきましては、あくまでもこの方たちは自立して行うということでありますので、特別な支援はございませんが、近くにちょうど勝軍山という立派な神社の参道に位置しておりますので、訪れる方も多いようであります。

質問の第2点は、農業試験場との連携についてであります。

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構東北農業研究センター大仙研究拠点との交流・提携につきましては、旧大曲で開催された種苗交換会の開催時に、同研究拠点の催しとタイアップして市役所からシャトルバスを運行するとともに、一般公開時には市の広報にその情報を掲載するなど交流してまいりました。その後、1回だけで終わっておりますが、試験場との事業調整会議なども開かせていただいております。この後、独立行政法人になりまして、少し関係が希薄になっていることは事実であります。

また現在は、同研究拠点が4年前から小学校5年生を対象にしているアグリキッズ教室「田んぼの科学」に、市内7小学校から児童148名が参加しているほか、2つの小

学校が学習の一環として個別に訪れるなど、学校教育とのかかわりで交流しております。

大仙研究拠点は、大豆では「リュウホウ」、「コスズ」、無臭大豆「すずさやか」をはじめ、水稻では東北の冷害を救ったと言われます「陸羽132号」に始まり、その系統にあります「トヨニシキ」、「キヨニシキ」、あるいは倒伏に強く良食味米の水稻直播専用品種「萌えみのり」、それから飼料用の水稻品種として注目されている「べこあおば」など、農業発展に貢献する研究成果を数多く上げており、その施設が本市にあることは大仙市としても大変心強く感じております。

市といたしましては、農業情報センターの新規作物や、あるいは地域課題作物の栽培試験、民間の研究圃場の提供など、様々な問題について協力をお願いできるのではないかなというように考えておりますので、その際、担当職員ばかりでなく私も直接場長、その他研究員にお会いして、いろいろこれからの問題についてお話し合いをしてみたいと思っております。

なお、刈和野試験地の設置100周年記念行事については、今のところ協力要請はありませんが、依頼があれば積極的に協力してまいりたいと思っております。

質問の第3点は、障害者雇用問題についてであります。

はじめに、大仙市内の民間企業における障害者実雇用率につきましては、障害者雇用促進法により、事業主に対し、障害者雇用率に相当する人数の身体障害者、知的障害者の雇用を義務づけており、民間企業の障害者法定雇用率は1.8%となっております。

市内の民間企業における障害者雇用率については、ハローワークの資料によりますと、平成17年度では企業数41社1.19%、19年度には43社1.44%と伸びており、法定雇用率は達成しておりませんが、障害者の雇用人数では37.5人増加しております。

市といたしましてもハローワークと協力をしながら、障害者の雇用拡大に努めていかなければならないと思っております。

次に、市役所の障害者雇用率についてであります。

合併前の旧市町村におきましては、その半数が法定雇用率の2.1%を下回る状況にありました。合併により、それまで労働局への報告が不要でありました一部事務組合の老人福祉施設などの職員が対象職員に参入されたことに伴い、算定の基礎となる職員数が多くなり、実雇用率が低くなったものであります。

合併当初の平成17年度の実雇用率は1.32%とかなり低い数値となっております。

たが、平成18年度は1.43%、ご指摘の平成19年度は1.56%、今年度は2.0%と徐々に改善されており、現在、1人の方を雇用できるのではないかとということで調整しておりますので、法定の2.1%はクリアできるのではないかと考えています。

現在、定員管理計画等により職員を削減している状況であり、障害者の採用は難しい点もありますが、臨時職員としての雇用も含め、ハローワークからの求職状況について情報をいただきながら、ハローワークとも相談しながら、障害者の採用に向け努力しているところであります。

今後はさらに市関連の第三セクターや社会福祉法人、一部事務組合などにおきましても障害者の雇用可能な職種等について検討を行い、ハローワーク及び市内にあります「まつくら」、「ほっぺ」等の障害福祉サービス事業所並びに「地域活動支援センターふれあい」とも連携を図りながら、障害者の就労拡大並びに法定雇用率確保に向けて努力をしてまいりたいと思っております。

質問の第4点は、ペアーレ大曲の取得についてであります。

ペアーレ大曲は、先に千葉健議員のご質問にもお答えさせていただきましたが、市民の健康保持増進、福祉・文化の向上と中心市街地の活性化を目的に旧大曲市が中心市街地に誘致し、平成11年4月に開設された施設であり、心身の健康づくり、生きがいくりに関する様々な事業を展開し、多くの市民に利用される施設となっております。

開設以来9年間、地域と共に歩んできたペアーレを失うことは、市民にとって大きな損失であり、市以外の方がこの施設を取得した場合、現在のペアーレ大曲が持つ機能を継承していくかどうかは不透明であります。また、施設の存続を望む利用者からの声もあることから、ペアーレ大曲の機能を地域に残すためには、市の取得、運営が必要と考え、厳しい財政状況の中での対応となりますが、最終的に施設取得の意向を固めたものであります。

なお、ペアーレ大曲の存続の望む利用者から要望書1,115名の署名とともに9月3日付で市に提出されており、現在も署名活動が続けられていると聞いております。

市民の心身の健康づくりや生きがいくりの場として、また、中心市街地における活性化の中核の一つとして、ペアーレ大曲を是非とも取得、運営してまいりたいと考えておりますので、議員各位からのご理解を賜りたいと存じます。

なお、他の入札参加者の動向等新たな情報につきましては、各方面から情報を収集し

ておりますが、入札参加申し込みの期限が9月24日でありますので、現在のところ明確な情報はないというのが状況であります。

質問の第5点は、大曲駅前第二地区土地区画整理事業の見直しについてであります。

答弁させていただく前に、先の大花地区を対象として開催いたしました説明会の報告を受けましたが、対応に配慮を欠き、地域の皆様に多大な不信感を抱かせてしまったことにつきまして、深くお詫びを申し上げます。もう少し時間をかけるべきであったと反省しております。

さて、はじめに、今回の見直し作業の内容につきまして整理させていただきます。

都市計画道路丸子線、大花地下道の廃止につきましては、都市計画施設の変更となりますので、都市計画決定が必要となります。都市計画決定は、全市を対象とした説明会等の開催、縦覧公告、縦覧期間中の意見書の受け付け、県からの意見聴取、提出された意見書を添え大仙市都市計画審議会へ諮問、承認の答申を受けた場合は、決定の告示といった手続きを行います。先の大花地区の説明会は、この手続きに入れるかどうかの判断をさせていただくための事前説明会として位置づけておりました。

続いて、土地区画整理事業の事業計画の変更ですが、都市計画決定により都市計画道路が変更となった場合は、土地区画整理事業の事業計画の変更が必要となります。事業計画書には、事業区域面積、公共施設の設計図、事業期間など事業執行の詳細が明記されておりますので、事業区域や事業期間及び公共施設など内容に変更が生じた場合は、関係権利者との合意形成を図り、国の承認手続きに入ります。

したがって、今回の見直し作業にあたっては、都市計画道路丸子線、大花地下道の都市計画決定手続きが優先され、事業計画の変更の手続きはその後となります。

見直し案の第1点、公共施設の変更（案）のうち、都市計画道路丸子線の廃止につきましては、代替機能としての区画道路を配置することで概ねご理解をいただけるものと認識しております。当該路線は、起点を土地区画整理地内、終点を都市計画道路上栄線とする延長約1,220m、昭和47年に初めて計画決定され、その後数回の変更を重ね、事業未着手のまま現在に至っている路線です。現在、計画道路沿線の大半が開発され、国道13号大曲バイパスも4車線となっております。市街地の都市計画道路網を検証しても、必要性・実現性が低い路線であり、いずれ機会を見て廃止の手続きを進めたいと考えていた路線です。

市内には、このほかにも同様に必要性・実現性の低い都市計画道路がありますので、

あわせて廃止の検討を行いたいと考えております。

いずれにしましても昭代橋の架け替えについては、さらに地域の方々と十分協議を深めながら、関係機関との協議を進め、都市計画の変更に向け、全市民を対象とした説明会の準備を進めたいと考えております。

この辺はいずれ県事業としての建て替えをお願いしていくという方向で考えております。

次に、都市計画道路大花地下道についてであります。

説明会の報告を受け、改めて当時の書類に目を通させていただきましたが、秋田県バリアフリー条例が平成15年に制定され、公共施設整備の基準が示されましたが、当初の計画のままでの実施は非常に困難な状況にあったことが確認できました。本来であれば、この時点で地元関係者との協議の場を設け、大花地下道の対応について調整を進めるべきであり、この手続きがなされないまま、事業の進行を急ぐあまり、換地設計や工事が進められ、住民の皆さんから見ますと、今般突然の廃止案の説明に入ったと受け止められてもしょうがないと思いますが、突然の廃止案の説明に入ったことは、地域の方々の反発を受けてもいた仕方がないものと深く反省しております。

したがって、先の議員全員協議会におきまして、廃止の方向で説明させていただきましたが、改めて地域の方々と協議の機会をいただきたいと考えております。

計画しております地下道の建設は、技術面や用地上の問題などで現行での建設は不可能と認識しておりますが、この状況では100%地域の方々の理解が得られないことから、現在、代替案など検討させていただいております。代替案が具体化した時点で合意形成を図っていきたいと思っております。したがって、大花地下道の問題については、改めて議会に代替案ができ次第、ご相談を申し上げたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

見直し案の2点目の事業期間を3年延伸し、完了を27年度にすることにつきましては、これまで19年度完了を24年度に延伸した経緯もあり、完成を待っていた権利者の方々に十分納得をいただけるまでにはいきませんでした。

しかしながら、国からの補助金が年々減少していることや市の財政事情を勘案いたしますと、ご理解が得られるよう誠意を持って説明を行い、この案での事業期間の延伸を進めたいと考えております。事業期間の変更手続きにつきましては、丸子線の変更に伴う事業計画の変更の際に、あわせ行いたいと考えております。

大曲駅前第二地区土地区画整理事業は、中心市街地における内環状道路の整備など、県南の中核拠点にふさわしい大曲駅周辺地区の一体的な整備を推進する重要な事業でありますので、今後の事業推進につきましても、これまで以上特段のご指導をお願い申し上げます。

以上です。

○議長（大坂義徳君） これにて5番藤井春雄君の質問を終わります。

この際、昼食のため暫時休憩いたします。午後1時に再開いたします。

午後12時02分 休 憩

.....

午後 1時00分 再 開

○議長（大坂義徳君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、議事運営のため、議会運営委員会を開催しますので、暫時休憩します。

午後 1時00分 休 憩

.....

午後 1時15分 再 開

○議長（大坂義徳君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。2番佐藤文子君。

○2番（佐藤文子君）【登壇】 日本共産党の佐藤文子です。

通告に従いまして、質問させていただきます。

はじめに、原油高騰対策についてです。

原油と穀物、物価の高騰が庶民生活に深刻な打撃を与えております。今日の事態は、アメリカのサブプライムローンの破綻に続き、株価とドルの下落で行き場を失った投機マネーが原油や穀物に流れ込み、価格を釣り上げていることにあり、打開するには主犯格であるフェッジファンドに対し、国際社会が規制に乗り出すこと、原油、穀物といった人類生存の土台となる商品に対する投機の規制を行うことが緊急に必要であるというのが世界の共通認識となっております。

日本共産党は、アメリカに追従し、国際的規制に背を向け続けている日本政府の態度こそ根本的に転換するよう求めているところであります。

同時に、国民生活防衛のための緊急対策が必要であります。最も深刻な被害を受けている農業関係者、漁業関係者、中小零細企業などに直接補償で原油の価格を下げることで、

減税措置を行うなど緊急対策を求めてきたところでもあります。

そこで、市としても緊急対策として次の点を要望いたします。

1、本格的な刈り取り、乾燥などの秋作業が始まるわけですが、これに向け、燃油需要が高まります。農家への燃油代助成、そして固定資産税の軽減策を講ずる考えはないか伺います。

2、地元のクリーニング店や運送業者への燃油代の助成を行えないものかどうか伺います。

3、昨年引き続き、低所得世帯、そして加えて生活保護世帯への福祉灯油の実施を今年もしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

4として、法人立保育園や福祉施設への燃油代の補助をしっかりと行うこと。

5、学校給食については来年度においても値上げすることのないよう要望するものです。

以上5点の要望に対する見解を求めます。

2番目に、大仙市の新しい保育料について伺います。

7月発表の大仙市の新しい保育料は、所得段階の細分化により、保護者負担の公平化を図ったこと、また、非常に高い大曲地域の保育料が大幅に軽減されたことは高く評価できるものであります。同一所得段階において最大4倍以上の格差がある保育料の統一化の作業は、大変な苦勞を伴うものであり、関係職員の苦勞には敬意を表すものであります。

7月28日の全員協で、私の統一料金によって負担金の収入にどの程度の影響があるのかを質問いたしましたが、その際当局からは約300万円との答弁でありました。これは入所時全体の中で減額となるものが3歳未満児においては59%、3歳以上児では62%と、増額となるものよりずっと減額となるものが多いことによるものだと思います。

また、減額となるもののうち、大曲地域が3歳未満児では8割、3歳以上児では9割を占めていることから、比較的減額層の多い南外地域も合わせ除けば、6地域では増額がほぼ減額分に匹敵することになります。中には西仙北地域のように、大曲の減額分以上に高い増額を強いられているところもあります。

こうしてみますと、大仙市の新しい保育料は、当局では算定にあたっての基本的な考え方をいろいろ述べておりますが、根底には保育料収入総額を大きく変えない、減らさ

ないという考え方があるように思えます。

また、新しい保育料が全県的に見てどうなのかということで調べますと、東北の中心都市、あるいは県内の一部の都市を比べますと、にかほ市に比べてはほとんどの階層で高く、山形市の3歳以上児の保育料に比べると大変高い設定となっているわけでありませう。子育てにかかる負担の中では保育料が最も負担が大きいと感じていることは、ほとんどの調査でも言えることではありますが、加えて今日のあらゆる生活必需品の高騰、各種税金負担の増の中で保育料が段階的に引き上げていくとはいえ、大幅な保育料引き上げにつながる地域の皆さんからは理解が得られるのは難しいのではないかと思うところでもあります。

そこで伺います。一つ、政府は8月22日に来年度予算に反映すべく妊婦健診の無料化を14回に拡大することを表明いたしました。これにより妊婦健診の市の負担が大幅に軽減されることとなります。これによって生み出された財源も使って、新しい保育料は大幅な引き下げをすることが可能ではないでしょうか。子育て支援には、ことのほか力を入れてきているとする栗林市政であります。この際、全県一安い保育料を目指して新しい保育料の組み替えを行っていただきたいものですが、これに対する見解を伺います。

その上で、いずれ統一化されることによって引き上げされる地域では、今この大変厳しいときに値上げするというのは大変困るといった戸惑いが広がっておりますが、値上げとなる地域の部分については、実施時期を延長することを検討していただきたいものだと思いますが、これに対する見解をお尋ねいたします。

3番目に、雇用促進住宅の廃止問題について伺います。

政府厚生労働省と独立行政法人雇用能力開発機構は、全国約14万戸35万人が住む雇用促進住宅の約半数を廃止する計画で、既に入居停止や退去通告といった措置を進めているようであります。市内の3カ所の雇用促進住宅のうち、船場町住宅には19年度に、大曲の飯田の住宅には20年度にそれぞれ廃止決定となり、入居停止の状態にあります。さらに入居者に対しては、船場町住宅において20年度、飯田住宅においては21年度に退去の連絡を入れる方向で進んでいるようであります。廃止する住宅、建物の処分については、自治体に売却することを基本としているようであります。自治体との交渉が難航すると、大半は更地にして民間に売る方針とも言われております。雇用促進住宅は、所得の少ない共働きや子育て世代を応援する点でますます重要になってい

ると思います。全国では雇用促進住宅廃止の動きに呼応して、存続や入居契約更新、入居再開を求める運動が起こっております。

日本共産党国会議員団は、この問題で、8月26日、5点にわたる申し入れを行いました。一つは、入居者の理解を得ない一方的な住宅廃止決定を白紙に戻し、入居説明会の開催に連動した再契約拒絶通知を中止すること。

2、定期契約者を含めて入居者の声を十分に聞き、事情をよく理解した上で一方的な住宅廃止や入居者退去を行わないこと。

3つ目には、退去が難しい入居者には入居継続を認めるほか、納得を得て同住宅内の別棟や近隣住宅への移動により居住権を保障すること。

4つ目には、地方自治体への売却が適当と認められる場合には、固定的な価格提出に固執することなく協議を尽くし、入居者にとって最善の結果が得られるようにすること。

5つ目には、ワーキングプアと呼ばれる人たちをはじめ、低賃金によりアパートなど住居を確保できない人たちの住宅対策の一環として耐震補強などの大規模修繕を前提としながら雇用促進住宅の新たな活用方法を早急に検討すること。

以上の5点の提起を行ってきました。

これに対し舛添厚労相は、入居者の声を聞き、説明会をきちんと開き、一方的な形で入居者を退去させることはないよう、大臣として指示をしたい。高齢だったり身体障害があったり困ったりしている人の声を聞き、よく説明をし、手を差し伸べて対応するよう指示しますと語り、文書で回答すると表明したところでありました。また、ワーキングプアなどへの活用方策も含めて検討したいと答えたようであります。

そこで伺います。1つには、廃止計画の雇用促進住宅について、市に対し何らかの折衝があったものか、あったとすればそれに対する市の対応はどのようなものだったのか経過について伺います。

2番目に、廃止計画について、そもそもどのようにお考えか伺います。

3番目には、低所得者向け住宅として存続、維持するよう、国に要望する必要があるのではないかと思います。これに対する見解を伺います。

4番目に、退去通告など事は進んでいるようですが、入居者の了解が十分得られているものと認識されているのかどうか伺います。

5番目には、現在の入居者が安心して新たな住居を確保できるよう、市としての支援が必要であると思いますが、その点どのように考えているか、以上の5点について見解

をお聞かせ願います。

4番目に、地上デジタルテレビ問題について伺います。

2011年度のアナログ放送の打ち切りと地上デジタルテレビ放送への移行まで3年余りとなりました。デジタル波地上テレビ放送の帯域を確保するための送受信整備費は、当初の2001年度から累計で既に1,479億円を費やしているとのことでもあります。これだけの巨額をかけても、各家庭で地デジ放送を見るためのチューナーやデジタルテレビが普及しなければテレビは見ることはできません。総務省の調査によると、2006年度末で世帯普及率は27.8%であり、アナログ放送打ち切りまでに全世帯に普及するかどうかは疑問視されております。これではテレビ難民を生み出すことになりかねません。このような事態を生まないよう、市としてもデジタル化への移行に関する市民への周知や普及の面で関わらざるを得ない問題だと思えます。テレビを楽しみに生活している高齢者、そして低所得者にとっては、介護、医療保険の負担をはじめ燃油、食料品の値上がりのもとで節約も限界にきており、こんなときにテレビを何とかしなければならぬ余裕などはありません。

そこでお尋ねいたします。1つは、当市における地上デジタルテレビ、チューナーを含みますが、普及はどこまで進んでいるものか、現状についてお知らせいただければ幸いです。

2番目には、生活弱者世帯への地上デジタル化に向けた支援策を講ずるべきではないかと思いますが、以上2つの見解を求めます。

質問の最後に、高齢者及び低所得世帯への火災報知器設置補助について要望申し上げます。

2007年6月、消防法の改正により、住宅用火災報知器の設置が義務となりました。平成23年6月から実施されるようであります。広域市町村圏組合火災予防条例において定められ、その啓蒙にあたられているというのはご案内のとおりであります。

火災報知器は1個4千円から5千円ということのようで、住宅の寝室や階段天井に設置が義務づけられているようであります。とはいっても年金生活の高齢者世帯、低所得世帯においては、2～3カ所に取り付けねばならない火災報知器の購入は負担が伴うものであります。神奈川県のある町では、70歳以上の一人暮らしの寝室1室に1カ所について消防職員が無料で設置したとの情報もあります。

そこで要望します。市民の安全・安心のまちづくりの一環として、当市でも高齢者世

帯や低所得者世帯には火災報知器の設置を推進するための補助をしてはどうかということについて見解をお聞かせ願います。

以上で質問を終わります。

○議長（大坂義徳君） 2番佐藤文子君に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 佐藤文子議員の質問にお答えいたします。

質問の第1点は、原油高騰対策についてであります。

春以来の原油高騰により、日本経済のみならず世界経済に大きな影響を与えていることはご案内のとおりですが、ここにきて9月初めの報道によりますと、日本の石油各社が産油国から長期契約で輸入する直接取引原油の価格が8カ月ぶりに下落したとあり、さらに、原油価格がどこまで下がるかが不透明、金融の引き締めも続いていることから、今後の日本経済にどう影響してくるのか冷静に見極める必要があるなどと報じております。

佐藤議員ご提案の農家への燃料助成につきましては、農業用燃料価格の上昇に伴い、国や県において緊急対策を検討しているとのことではありますが、その動向にまず注目しているところであります。昨日、高橋幸晴議員の答弁でもお答えしておりますが、農業、農村地帯でありますので、何らかのハウスのものとかそういうものに対する支援というのは検討しなければならないのではないかというような答弁をしておりますので、この辺につきましてももう少し時間をいただきながら検討を加えてみたいと思っております。

一方、固定資産税の軽減、あるいは減免につきましては、これは災害等により納税者が甚大な被害を被った場合と規定しており、原油高騰を理由にした適用は難しいと考えております。

次に、地元クリーニング店や運送業者への燃油代助成につきましては、県において中小企業緊急支援対策として、別枠で限度額3,000万円の経営安定資金を低利に融資する制度を9月1日から実施しております。また、国においては高速料金の引き下げを自動料金収受システム（ETC）の利用者に限り、一部前倒しで9月16日から実施することとしております。

市といたしましては、原油高騰により経営を圧迫されている中小企業の方々へ、現行の市の融資制度を幹旋するとともに、県の新たな緊急融資制度のご案内をしてまいりたいと考えております。

次に、福祉灯油の実施につきましては、昨年度の実績を踏まえ、今後の灯油価格の動

向を見据えながら検討してまいりたいと思います。

次に、法人立保育所及び福祉施設への燃油助成についてであります。

法人立保育所につきましては保育単価に基づいて、また、福祉施設につきましては毎月の介護報酬や介護給付費の収入で、それぞれ運営されており、燃油代もその中に含まれておりますので、その運営費の中で弾力的に対応すべきものと考えております。

次に、学校給食費につきましては、現在、情報の収集や計数の取りまとめをしておりますが、今後の食材の値上がり状況や本年産米の価格動向を考慮し、11月末頃までに判断したいと考えております。

いずれにしましても、先の報道にありましたように、原油価格につきましては、今後の動向を冷静に見極める必要があることから、市の単独補助につきましては慎重な対応をしてまいらなければならないと思っております。

質問の第2点は、大仙市の新しい保育料についてであります。

保育料につきましては、合併協議会の中で統一に向けての協議を進めてまいりましたが、保育サービスの内容に大きな差異が見受けられ、統一が困難であったことから、合併後3年を目途に統一することとされたものであります。

現在は、すべての認可保育所で同様の保育サービスが提供できるようになったことから、保護者における保育料負担の公平性を図ろうとするものであります。

新しい保育料の算定にあたっては、最大格差が4.39倍あったことから、この格差をどのように平準化するかが課題でありました。算定にあたっては、給食費相当分の負担をお願いすることと、現行の2倍を超えないように設定するとともに、階層を7分割から16分割に細分化することで保護者負担のバランスを図りながら軽減措置を講じたところであります。

なお、大仙市の新しい保育料の内容につきましては、7月28日の議員全員協議会でお示したところであります。

県内各市の保育料と比較してみますと、大仙市は階層が低く所得が少ない世帯になるにしたがって安い保育料設定となっており、県内13市の中でも保育料負担の少ない市となっております。

大仙市の子育て支援策は、福祉・保健・医療・教育の各分野で様々な支援策を県や国と協働でやっており、さらに市独自の支援策を実施しております。保育料のみならず子育て支援策全体としてトップレベルの水準を維持していきたいと考えております。

次に、実施時期の延長につきましては、8月中に全保育園の保護者に対し説明会を実施したところですが、保育料の額についての質問はありませんでしたし、激変緩和措置として3年目で新しい保育料とする経過措置についてもご理解いただいたと認識しております。

市といたしましては、新しい保育料に変更となりますが、より一層保育水準の向上に努めてまいりたいと考えております。

質問の第3点は、雇用促進住宅の廃止問題についてであります。

はじめに、雇用促進住宅の廃止方針に伴う市の対応と経過につきましては、市内3カ所の雇用促進住宅のうち、昭和54年に建築された船場町宿舎については、昨年4月から既に新規の入居を停止し、昭和61年建築の大曲宿舎においても本年4月から新規の入居停止が行われております。仙北宿舎については、新規の入居停止は行われておりません。

市に対しましては、平成17年8月に機構から、当市管内の宿舎の購入について協議があり、関係部局で十分検討した上で平成18年12月に譲渡申し込みしない旨を回答しております。さらに本年6月に機構から譲渡の引き受けについて再度の協議がありましたが、宿舎の老朽化による維持管理費費用がかかり増しになること、市の財政事情もあり、7月に譲渡の引き受けは困難な旨を改めて回答しております。

次に、廃止計画についての考え方につきましては、国では平成13年12月閣議決定の特殊法人等整理合理化計画により、雇用促進住宅を早期に廃止することとし、さらに平成19年6月の規制改革推進のための3カ年計画において平成33年度までに譲渡・廃止を完了することが閣議決定されました。

市といたしましては、国政の中で決定された全国的な規制改革推進のための計画と認識しており、この廃止計画はやむを得ないものと考えております。このため、機構において今後、入居者からの意見を十分に聞き、必要な情報の提供も行い、理解と協力をしてもらうよう要請はしてまいりたいと思います。

次に、低所得者向け住宅につきましては、現在市内に県営船場町住宅48戸を県が管理しており、当市では16団地508戸の市営住宅を管理運営しております。本年度は西仙北地域に3年計画で12戸を建設し、協和地域においては平成21年度に16戸を建設する予定であります。さらに一般住宅として、大曲駅前第二地区区画整理事業により現在建設を進めております都市再生住宅を将来的には市営住宅として活用してまいり

ます。

また、総務省の住宅土地統計調査によると、旧大曲市内の民間の借家状況は、平成10年度の1,760戸から平成15年度には2,310戸と5年間で550戸増加しており、市内の雇用促進住宅の総戸数を超える新たな民間の住宅が増加しております。

以上のように、市営住宅の整備充実を図っている現状と、加えて民間の住宅供給状況から、国に対する要望の必要はないものと考えております。

なお、現在進めている都市計画マスタープランを基礎として平成21年度から住宅マスタープランの策定に入りますが、その中で民間住宅の活用など住宅政策を一層推進したいと考えております。

次に、入居者への説明につきましては、運営主体である機構より、平成18年7月と平成19年3月に雇用促進住宅の譲渡廃止についてのお知らせ文書を市内宿舎の入居者に対して送付されております。また、本年5月には、既に新規の入居停止が行われている船場町宿舎と大曲宿舎の入居者に対して、契約更新等の通知について案内されておりますが、いまだ入居者への説明会は開催されていない状況にあります。

今後、船場町宿舎及び大曲宿舎においては、説明会を開催する予定と伺っておりますので、入居者が理解できるよう丁寧な説明を行っていただくよう機構側に要望してまいります。

次に、現在の入居者への支援策につきましては、当市の住宅政策の基本的な方針として、住宅に困窮する低所得者に対して国の補助による住宅家賃の低廉な市営住宅を整備し、これ以外は民間の住宅供給事業を活用していただきたいと考えております。

このことから、市として特段の支援策は検討しておりません。

また機構では、退去に伴う費用として、引越費用や転居した住宅の家賃差額の2カ年分を補てんする制度が創設されており、今後予定されております入居者への説明会において、この制度の説明をするものと思っております。

質問の第4点は、地上デジタルテレビについてであります。

はじめに、当市における地上デジタルテレビの普及につきましては、平成18年9月に大曲デジタル中継局が完成し、10月から各放送局のデジタル放送電波が全市に送信されております。

本市のデジタル放送電波の送信は、秋田県内でも秋田局に次いで早く送信されましたことから、県が平成19年8月から9月に実施したアンケート調査結果によると、普及

率は23.6%となっており、県平均の22.1%を上回っている状況にあります。

また、18年度の調査結果は、14.1%でしたので、徐々に普及してきているものと考えております。

しかしながら、13年に電波法が改正され、10年以内にデジタル化することとされた地上テレビ放送がデジタル放送に完全移行される平成23年7月24日まで3年足らずとなりましたことから、市といたしましては、今後も市広報への特集を組むなどしながら普及、啓発に努めてまいりますとともに、チューナーなどの低廉な機器の開発支援や共同受信施設組合のデジタル改修事業への助成制度の改善などについて国に要望してまいりたいと存じます。

次に、生活弱者世帯への支援につきましては、本年6月に開催されました総務省情報通信審議会の情報通信政策部会において、まずは生活保護世帯を対象にデジタル放送対応の簡易型チューナーを無償支給することやアンテナの無償改修について、平成21年度から申請に応じて対応することが答申されておりますので、これに関する国からの通知があり次第、対応してまいりたいと考えております。

なお、地上テレビ放送のデジタル化につきましては、国策として推進されておりますことから、生活弱者世帯などへの支援策については、今後も市長会等を通じ、国に強く要望してまいりたいと考えております。

質問の第5点は、高齢者及び低所得世帯への火災報知器の補助についてであります。

消防法及び大曲仙北広域市町村圏組合火災予防条例において、住宅における住宅防災機器の設置及び維持に関する条例の改正が行われました。これによりまして住宅防災警報機器は、新築住宅にあつては平成18年6月から、既存住宅については平成23年5月までに住宅の寝室や階段に設置することが義務づけられることとなりました。

この正式な行政上の用語は「火災報知器」というのではなくて、「住宅防災警報機器」というふうな名称になるようであります。

住宅用防災機器を設置することは、火事を未然に防ぐこと、そして最悪でも人命は救えるよう避難を促し、火災に対する危機意識を持っていただくことにもなります。全国的な統計を見ますと、65歳以上の高齢者が火災で亡くなった件数は年々増加しており、今後ますます進展する高齢化社会においては、高齢者が就寝中に火災によって死亡することなどが懸念されますので、設置義務の周知徹底を図るとともに、消防本部と連携しながら市民の防災意識の高揚に努めてまいりたいと思っております。

なお、住宅用防災警報機の設置にかかわる補助については、市民の安全・安心のまちづくりの観点から、対象世帯の特定や貸与等も含めたどのような支援ができるか検討を要したいと思いますので、しばらく時間をいただきたいと存じます。

以上です。

○議長（大坂義徳君） 2番、再質問はありますか。はい、2番。

○2番（佐藤文子君） 再質問をさせていただきます。

最初に、原油高騰対策に関してお尋ねいたします。

まず、国における緊急対策というふうなものは示されましたが、漁業関係者、あるいはいわゆる低エネルギー化の事業等に対する補助というふうなことなどが主なもので、総枠で80億円というふうにも伺っております。結果的に大仙市のような大きな稲作地帯の農家にとっては、今回の国の緊急対策の恩恵は、ほとんどあずからないというのが実態なのではないかというふうなことで今回の質問に取り上げさせていただいたところなのですが、この辺、市長さんとしましてもなかなか効果的な緊急対策が示されない中で、市として独自にというふうなことをするには大変な経費もかかる問題ではあろうと苦しい思いもされてはいると思いますけれども、もう一度ですね、そういった国の今の緊急対策の状況等を考えながら、もう少しこの稲作農家、大仙市の農家に対して効果的な燃油高騰対策というふうなものをもう一度少し考えていただけないものかというふうなことをお願いしたいと思います。

次は、福祉灯油の問題で、昨年と同様のというふうなことのようですけれども、結果的に生活保護世帯への福祉灯油の実施は、今年度も大仙市はしない方向というようなことだと思いました。生活保護世帯への助成をしていない市は、県内では大仙市だけなので、ほかはすべて生活保護世帯へも出しているわけです。冬期加算が1万9千円ほどだったかはっきり記憶はしておりませんが、冬期加算がついているというふうなことなので生活保護世帯は除かれたものだったわけですが、この冬期加算というのは実際には今の原油高騰の状態になっても間に合う額なのかどうかというふうな点で、どのように認識されているものか、この点をお尋ねいたします。

それから、学校給食費の値上げは来年度においても行わないよう求めたものに対して、11月末まで判断をしたいというふうなことのようですが、それは今の段階で、もう11月といたらもう2カ月後ですので、その判断の内容とやらは結果的に値上げする方向なのか、それとも現状を維持するのか、値上げするというふうなのであれば、現在

のこの物価の高騰、あるいは原油高に合わせて、現状食材費というふうなものは、1食当たりどれぐらいの値上げが必要だと見込れているのか、もし数値が今の段階で検討に挙がっているような数値が示されるようであれば出していただきたいというふうに思います。

まず、この1番については、この3点をお願いいたします。

○議長（大坂義徳君） 答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） 佐藤文子議員の質問にお答えいたします。

稲作農家という表現でこの原油高の問題として助成を考えられないかという再度のご質問でありますけれども、なかなかこれ、そういう概念でやりますと相当大きい金額になって、単独自治体のあれを超えてしまうということもあろうと思います。この問題については、あらゆる業種、生活の面で非常に困っているわけでありますので、まずは今の緊急対策だけではなくて、もう少し国も力を入れた対策をしていただけないかなということで、市長会等を通じて強く要望してまいりたいと思います。

ただ、昨日、高橋幸晴議員の質問にもお答えしておりますが、やはりここは秋田県の中でも農業の集約度が一番高いところでありますので、何らかの形でやはり、農家の皆さん、生産農家の、生産現場が元気になるようなやっぱり対応は考えなきゃならないと思っていますので、少し時間をいただきたいと思います。

それから、福祉灯油の関係でありますけれども、これは様々その今の生活や企業に対する原油高の問題が非常に問題になっている中で、我々昨年度は、まず命の問題にかかわることは優先しなきゃならないだろうということで、この福祉灯油に踏み切ったわけでありまして。時期的にはぎりぎりになったわけでありましてけれども、県内では早くきっちりこの福祉灯油という政策を出しましたので、他の自治体から様々問い合わせがあつて、同じような形で全県がくまなくそういう形をとったということになろうと思います。昨年の実績がありますし、少しは灯油、その他値下がりするような傾向はありますけれども、大きな値下がりには期待できないとすれば、昨年の制度をもう一度検証しながら、何らかの形で継続していかなきゃならないものだというふうな認識であります。

それと、生保世帯の関係であります。この冬期加算、灯油だけではなくて冬場の課題ということで月1万円、1人当たり1万9千円の加算があるわけです。2人ですとその倍ということになります。本来この国の制度設計の中では、様々な冬期、普通のあたたかい所に比べて冬期にあれするということで、様々な積算の中に灯油の値上げ分とか

という基礎的な数字が入っているというふうに私は考えております。県内ですべての世帯が生保世帯を対象にしたということではありますが、我々はこの関係についてかなりいろいろ議論をしまして、横並びではなくて、やはり我々が本当は応援しなければならないのは、生保よりももう少し上といたしますか、非課税世帯であるとか、場合によっては生保の皆さんよりも厳しい生活を強いらざるを得ない層、こういうところが一番大変ではないかなという概念でおります。そういう意味で一律に生保までという考え方は、まず、これは生保の中で制度補償されているものだという考え方で福祉灯油の概念は入れなかったという経緯があります。県内で大仙市だけだと言われますけど、我々もそういう話で他の自治体から問い合わせがあった場合、はっきり申し上げているところであります。

それから、学校給食費の問題であります。このとおりに燃料代から食材から相当な値上がりを見せております。ある家庭の中でも学校給食の方と話し合いました、いろんな工夫をしてもらいながら、ただ、食べ物の質、そういうものは落とさないという前提でいろいろな効率、工夫をしていただいて、給食センターの職員の皆さんに大変ご苦労をおかけしております。ただ、今年度はまず、足りない分はこちらで出すという形になっておりますので、まず上げないと。保護者の皆さんには負担をかけないということで、いち早く決めさせていただいております。ただその後、食材、燃料費、相当な値上がりが続いておりますので、現在、どういうふうな値上がり状況、数字になるのかというのを、きっちり把握しながら11月頃にやっぱりどうするか決めなきゃならないと思いますので、決めるための材料といたしますか、それをできるだけ今、用意しているという経過であります。

以上です。

- 議長（大坂義徳君） 2番、再々質問ありませんか。
- 2番（佐藤文子君） 今の市長答弁の学校給食に関してですけれども、どれぐらいの値上げになるかという、事実上来年度は値上げというふうな方向が今述べられたように思います。いずれ、もちろんこの食材費については保護者負担という、いろいろ学校給食法などでもそういったあたりが規定されているので、材料費分は保護者に負担してもらう、食材費等が上がれば、当然給食費に跳ね返るといような、通常でそういう考え方はわかりますけれども、今このいわゆる地方分権、いろいろそういった流れの中で税源移譲などもあって、住民税の倍に負担が上がるというふうなことで、いわゆるそうした

この税財源の自由に使うという、そういったところが広がった面もあるわけで、市民税の、住民税の税収入は、実は6億円ほど18年度と比較して増えているんですよ。市民税です。個人市民税が。そういった関係もあれば、いわゆるこの食材費というふうなものが、こうしたやっぱり原油の高騰を引き金に物価高につながっている。やはり本来であれば、この給食費の食材費分の跳ね返る分というふうなものを、本来であれば国からしっかりと補てんしてもらいたい、そういうことは、これはもう国に要望していく、そういう意義があるものだと、それぐらいの意義があるものだというふうに私は思います。しかし、国でやらないからといって食材費分の値上がり分を保護者にすぐ転嫁するという考えは、やっぱり少しこういった時期には控えていただきたいというふうなのを強調しながら、値上げするとなると、例えば1食10円値上げすれば年間1,900円値上がるようなのが実態ですよ。1,900円で、そうすれば生徒数に換算しますと、大体にして2,500万円ほどあれば食材費というふうなものを値上げしなくてもいいわけなんですけど、それを出すかどうかというのが、これはいってこれはもう市長の政治判断だと思うんですね。食材費等上がったこういった時期に給食費も上げるというふうなことをそのままやるのか、やらずに市でその部分を補てんするののかというふうなのは、これは政治判断でありますので、是非そうした英断をしまして、値上げを何とかしないようにというふうなことを、その点は要望ということで述べて1番目の問題は終わります。

次に、新しい保育料の問題です。

新しい保育料につきましては、私は3年間かかって、いわゆる収入の増減度が300万円ほど減るのだということで、これだけの金額というふうなものは決して、何とか総額を、結果的に総額を動かさないというところがまず前提にあるというふうにしなきゃやっぱり私は思えないんですね。そういう意味で、高くなる地域の保育料の値上がり幅が1万2、3千円とか上がる部分もあるわけですが、これもですね、なぜ今の時期に値上げしなくてもというふうな、これは説明会をやって不満が出ないから、疑問も出されないから、せば納得していただいたんだというふうなのは、ちょっとこれは市民の施政にしっかり意見を言える、そうした環境がすべてにあればいいわけですが、皆さんやっぱり受動的に説明会をやっぱり聞くという、そういう立場で住民の皆さんの遠慮がちな、そうした姿勢がまだまだあるわけですので、不満が出ないからといってこれを事が了解されたというふうにはとらえてもらいたくないと思うわけです。そういう意味で、値上

がり部分については、例えば後期高齢者医療制度、新しい負担をするような問題についても、今まで納めたことのないような人たちが納める保険料というふうなものは、少し実施延期しましょう、徴収時期の延期をするといったような、国でもそういう手だてをとってきているんです。そういうふうなものと同じわけではありませんけれども、この保育料についても、やっぱりこの時期の値上がりというふうな部分に係る部分については、ある程度この下げる部分も上げる部分も同じように3年間かけてやっていくというふうな、そういう単一なやり方ではなく、もう少し値上がり地域に対するこの配慮というふうなものを行っていただいて当然ではないかというふうに思うわけですので、是非その部分に対応する財源というふうなものは、決してそんなに莫大な金がなければならぬというわけでもありませんし、来年度からの、国で母子保健推進費、いわゆる妊婦健診、これが現在、国のあれが5回相当分なのですが、大体今度14回無料になるというふうな方向で、残りの部分が地方交付税になるのではというふうな動きがあるわけですので、そういった部分も使えば今までの保育料、その分の一般財源の分が2,500万円くらい、2,000万円くらいは浮けるわけですので、是非ですね最低この値上がり部分と言われているところへの実施延期を検討されるよう再度要望したいと思います。この点に対する答弁を求めて私の質問は終わります。

○議長（大坂義徳君） 答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） この保育料につきましては、大仙市になりまして延長保育であるとか、障害児保育であるとか、どこの保育所でも、へき地保育所は違いますけれども、どこの保育所でも先生たちがいて、時間も延長してサービスが受けられるというところまでできました。そういう意味で、やはり仮に1カ所が混んだりした場合は、少し遠いけれども別のところにも入れるという仕組みになっていますので、やっぱりサービスを平等に受けられるようにするという意味での調整が主になっております。そうした中で、この保育料、刻みを大変多くしまして、負担感が出ないようにしたつもりでありますので、おそらく県内でも安い方といいまして2番目、いろんな見方があると思いますが、2番目か3番目ぐらいに安い保育料の設定になっていると思います。秋田県一までいきませんが。ただ、この保育の問題につきましては、先程申しましたとおり大仙市は保育料だけにこだわっているわけではなくて、子育て支援全体の中でかなり高いレベルで子育てをしていただくという考え方で制度設計をしておりますので、そういう背景もひとつ見ていただきたいなというふうに思っております。

それから、この山形の例がちょっとありましたけれども、この保育料につきましては、最低保育園で食事を取ることですけれども、食事代だけはやっぱり基準にしようということから始まっております。そういう中で秋田県全体ではこの保育料2分の1軽減が働いております。これは山形でやっているかどうかわかりませんが、これは大きな県全体の支援策になっているはずであります。いろいろ現場に入って保護者の皆さん等への説明会をそれぞれ部長、課長が入ってやっておりますけれども、この保育料の問題の調整については、ほとんど質問がなかったということでありまして、全体とすれば、裸の数字で比較しますと金額が出てきますけれども、そこに2分の1の軽減が働いているということが子育てする皆さんにとっては、それほどこの部分での負担感というのは感じられないのではないかなというふうに思っております、そういうことで説明会でも質問がほとんどなかったということではないかなというような理解をしているところであります。

それから、なお、先程の給食費の問題ですけれども、小学校250円、中学校280円、かけるの食べる日数ということで保護者の皆さんからいただいております。それが一つの基準ではないかなというふうに思っておりますが、高いか安いかは保護者の皆さんの判断であらうと思っております。

○議長（大坂義徳君） これにて2番佐藤文子君の質問を終わります。

この際、暫時休憩します。午後2時25分に再開いたします。

午後 2時13分 休 憩

午後 2時26分 再 開

○議長（大坂義徳君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。18番佐藤芳雄君。はい、18番。

○18番（佐藤芳雄君）【登壇】 18番だいせんの会の佐藤芳雄でございます。

長々と一般質問、ご苦勞さんでございました。最後のオオトリでございました。よろしくお願いいたします。

まず最初に、8月23日の大曲花火大会、職員の方々、駐車場係、本当にご苦勞さんでした。雨も降ったので風邪をひいた人もおったようでございますけれども、私もいろいろ相談というか、いろいろ聞きましたけれども、あの、何とかならないかということでございましたけれども、65万人と言いますけれども、あそこの河川敷は20万人ぐ

らいだと思いますけれども、20万人の方が全部大仙市にじゅんこを落として税金で私たち働いていると、そういう気持ちになれば朝まで大丈夫だろうと、そう職員にお話しました。職員はニコツとしておりましたけれども、来年もよろしくお願ひしたいと思います。

また、8月29日には大仙市総合防災訓練、神岡地域で行われました。佐藤支所長はじめ本当に職員の方々が一致団結して、リハーサルを何回もやったのか、すばらしい防災訓練でございました。あの町内会、そして子供たち、消防の糸形態、頑張れ頑張れ、嶽美橋でのあの声が本当に今でも耳に聞こえてくるような感じがします。大曲は大雨、南外も大雨、神岡地区はなぜ雨が降らなかったのかと、そういうように感じた次第でございます。

長々とお話しましたけれども、町内会におきまして、ちょっと宣伝ではありませんけれども、大仙市にもお世話になっておりまして、9月14日には大仙市さんのお世話になり、そして12町内会共催、そして日本の花火師2社によりまして「神岡・南外花火大会」が盛大に開催されます。これも9月14日でございます。皆さん、大曲の花火は枚敷で見るとドンとくるのがいいそうでございますけれども、我々の神岡・南外花火大会は、嶽の山に本当に背景に夜空を彩る光と音の祭典でございます。何とか皆さん、一緒に見てくださるようお願いいたします。

さておいて、一般質問、今回の一般質問でございますけれども、私は市も関係ある、県も関係ある、県関係の3点でございます。なぜ県関係3点と申しますと、やはり県職員は異動して大仙市内の仙北総合庁舎にいなくなる、そして全県を回ると。そして国土交通省は、東北全域に職員が回ると。するとやはり大仙市の職員が一丸となって協力していかなければ物事ができないのではないかとということで質問をするわけでございます。どうかご清聴のほどよろしくお願ひいたします。

まず1点としまして、いつも大雨の度に河川氾濫による被害とその対策についてでございます。

これは南外地域でございますけれども、大仙市地域が調査したところによると、やはり南外地域と大曲地域があまりにも災害が起きるようなところがあるようでございます。南外地区の一級河川である西ノ又川と檜岡川の合流点の南外落合地区は豪雨による増水、氾濫が毎年のように起こり、家屋の浸水、道路や田畑などの冠水により社会生活や活動に深刻な影響を与えております。合併前には当地域から水害をなくそうと、河川の管理

者である県へ長をはじめ議長、関係委員会が陳情にまいっております。積極的な対応、要望をし続けております。また、県でも効果的な対応を模索していたそうでございます。その結果、平成12年から事業の着手となり、地形測量、設計、用地測量、揚水機調査などが終了しております。12年でできておりますけれども、なぜ工事が始まらないかとお聞きしましたら、南外簡易水道が続行中でありました。南外簡易水道が完成する次第、工事を発注するということでありましたが、なかなか発注しないのであります。その点で予定はどうなっているのか、今後の計画を伺いたいと思います。

それから、2つ目といたしまして、県道南外東由利線は神岡から東由利町でございませぬけれども、本当に南外地域はぐねぐねした曲がった道路でございませぬ。南外湯ノ又から落合地区までのバイパスにつきましては、平成4、5年頃からいろいろ経過がありました。路線の問題で途中下車になったことがございませぬ。また再発しまして7、800ぐらいバイパスが完了したところでありますが、南外湯ノ又から落合地区までの県道は、本当に幅が狭い蛇行している箇所も数多くあります。小中学校の通学路ともなっている路線でございませぬ。最近では救急車の出動回数も増えております。また、地権者に対する説明会がまだ開催されておられません。バイパスの計画の話は聞いておりますけれども、この場所は南外中央地区の土地改良区がやっております。土地改良区、農政と県と一緒にバイパス関係、全員から判子をもらわなければ、承諾なければバイパスもできないと言われている場所でございます。全員から、ほとんどの方から土地改良の会員に対しては印鑑をもらっておりますけれども、そのほかにバイパスに関係ある二、三十人おるとお思いますけれども、その方々には何もお話はないとのことですので、バイパスの計画はどうなっているのかお伺いしたいのであります。

次に、大規模工業団地の実現と企業誘致の促進についてでございます。前に竹原議員が質問したと思っておりますけれども、かち合うところがありますがよろしくお願ひしたいと思っております。

秋田県が100ha以上の用地を必要とする大型誘致案件にも対応できる工業団地として大仙市神岡地区が最適地として今年度、調査、基本設計を行うことは地元である大仙市はもとより、商工団体や民間団体、そして地域住民にとっても大きな期待と希望を持てる絶好のチャンスとも言えます。秋田空港から40分、大曲インターから15分、国道13号線神宮寺バイパスから2分、工業用水も玉川第二工業用水の活用が可能など、大型工業団地として最も条件の良い場所であると確信しております。

さて、秋田県では佐藤副知事が先頭に立って積極的な企業誘致活動と雇用の場確保に取り組んでいます。つい最近も大仙市において地元のある団体が主催した講演会にて講師として佐藤副知事が秋田県の産業振興と地域活性化について語っております。新聞記事等でご存知のことと思いますが、なぜ私が佐藤副知事の講演を引用するかというと、秋田の良さと強みにこだわっていることに感銘したからです。このことを言い換えれば、私たちがもっと地元のこと、大仙市、仙北地域の良さと強みにこだわり、目を向け行動しなければならないということでもあります。

そこで栗林市長にお尋ねしますが、まず1点目として、大仙市の良さと強みは何と考えていますか。2点目は、市長の目指す企業誘致の基本スタンスは。3点目は、神岡地区の大型工業団地の実現と企業誘致の促進のため、県や関係機関との連携が不可欠であることは言うまでもありませんが、今後の抱負と具体的な取り組みについて、どう対処していくのか、以上3点について市長のご所見をお聞かせください。よろしく願いいたします。

○議長（大坂義徳君） 18番佐藤芳雄君に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 佐藤芳雄議員の質問にお答えいたします。

質問の第1点は、河川氾濫による被害とその対策についてであります。

西ノ又川と楢岡川については一級河川であり、県で管理を行っております。

ご指摘の南外落合地区の合流点は、豪雨の度に増水し、住宅地や農地へ浸水被害と道路冠水による通行止めが過去10年間で3回を超える事態となっており、昨年9月17日の豪雨の際にも大きな被害を受けたことでもあります。お見舞いを申し上げたいと思います。

県では、この合流点を楢岡川単河川改良事業として整備を進める計画で、平成12年度、現地測量等の調査をしております。本年10月に事業の概要について地元説明会を開催し、地元住民の了解を得た後に詳細設計を実施する予定と伺っております。平成21年度には用地測量、用地買収を予定しており、平成22年度からの工事着手を目指し鋭意努力していると伺っております。

市では、これまで仙北地域振興局との事業調整会議等、そうした会議の中でもこの問題について整備要望を強く要望してきたところであります。今後も地域関係者の協力を得ながら、本事業が早期に完成し、洪水被害が軽減されるよう関係機関に積極的に要望してまいりたいと思います。

なお、南外地区に消防の統合分署西分署が今建設されておりますが、この統合分署をつくる際も大野議員から強くこの県道関係の改修について継続的に県に働きかけるようというお話を受けておりますので、この県道は非常に狭い部分があって、河川の問題がある、そしてほ場整備も絡んでいるということでもありますので、この県道、少し時間かかっておりますけれども、継続的に改良していただくよう、これからも重ねて要望を続けてまいりたいと思っております。

質問の第2点は、県道神岡南外東由利線の南外湯ノ又地区から落合地区までのバイパス計画についてであります。

本路線は、13号神岡地域から南外地域を通過し、由利本荘市へ通じる主要地方道として位置づけられており、地域間交流や産業、経済、文化の発展に不可欠な路線であります。しかし、南外湯ノ又地区から落合地区の区間については、幅員が狭小のため、通行車両の交差もままならない状況にあります。また、この路線は小中学校の通学路となっておりますが、歩道も設置されておらず非常に危険な状況にあります。

この区間のバイパス計画についてであります。県では現在、経営体育成基盤整備事業南外中央地区の計画との整合調整を図っていると伺っております。

バイパス計画につきましては、平成22年度移行の事業化に向け調整中であり、今年度、湯ノ又工区として延長2.7kmの道路予備設計を実施していると伺っており、完了次第、地元住民への説明がなされるものと考えております。

なお、経営体育成基盤整備事業は、事業期間が平成20年度から25年度までの予定で、受益地は県道神岡南外東由利線の両側に位置し、受益面積84.5haのほ場整備事業であります。

市では、市民の通行の安全確保を図るため、このバイパスの早期完成を関係機関に引き続き強力に要望してまいります。

質問の第3点は、大規模工業団地の実現と企業誘致の促進についてであります。

はじめに、大規模な新規工業団地の選定には、県と財団法人日本立地センターが行った市町村の推薦候補地10カ所の現地調査の結果が反映されており、近接性、労働力、産業集積、工業用水の面で大仙市神岡の候補地が高い評価をいただいたものであります。これは、そのまま大仙市としての企業立地の好条件としてとらえることができ、大仙市の良さと言えるものであります。

特に近接性では、秋田空港まで一般道で約1時間程度であり、秋田高速自動車道、秋

田新幹線などの交通網の利便性に優れているほか、労働力では大仙市仙北地域を中心に通勤可能な秋田市も含めると30万人を超える規模になります。また、産業集積では、電子・デバイス、一般機械、精密機械、金属製品の分野と衣服縫製の分野が集積されており、工業用水では雄物川や玉川等に代表される河川が市街地に近接し、用水として利用しやすい環境にあります。

さらに、大曲工業、大曲技術専門校などのものづくりを支える教育機関があるほか、電気・輸送機関連産業の集積を図ろうと組織された秋田市以南の7市2町のほぼ中央に位置していることも大仙市としての強みであると考えております。

このほか、工業団地から近い大曲地域は、仙北地方の中心として国や県の様々な機関が設置されているほか、仙北組合総合病院をはじめとする総合病院や各種医療機関が立地しており、また、大曲駅周辺には飲食店が立ち並び、国道沿線には大型ショッピングセンターやホームセンター、ファミリーレストランなど様々な商業施設や娯楽施設がにぎわいを見せております。

本市は、緑豊かな自然環境と約2万haの田畑に恵まれ、あきたこまちをはじめとする様々な農産物が大変おいしい地域であります。

工業団地建設や全国の企業に対する誘致にあたり、こうした面において高い評価が大仙市の良さ、強みと考えており、市役所全体で積極的に対外的にこうした良さのアピールを行っていくべきだと考えております。

次に、企業誘致の基本スタンスについてであります。

企業誘致は、申し上げるまでもなく、単に会社が増えるということだけではなく、雇用機会の拡大が図られ、働く人とその家族の生活が確保されること、それに伴う消費が拡大すること、税収が伸びることなど様々な面で利点があり、是非とも実現したい施策の一つではありますが、一朝一夕にできるものではないことも承知しております。

本市では、合併前の旧市町村の努力によって、現在61社69工場が市の誘致企業となっております。これは人と人とのつながりを大切にし、企業との結びつきやきっかけをつくることで進めてきた誘致活動により、なし得た成果であると認識しております。

私の基本スタンスであります。第1に、若年層に対する雇用の場を創出し、地域定住に努めることと考えております。本市では、毎年1千人以上の人口が減少し、過疎化や少子高齢化が深刻な状態となっております。基本構想による将来人口予測では、最終年度である平成27年には、平成17年と比べ1万人以上が減少すると推計されてお

ます。若者が流出する原因は、地元で働く場、収入を得る場がないからと考えますが、本市が目指す都市像を創造していくためにも、積極的に企業誘致に努め、若年層、若者に対する雇用の場の創出と定住の促進により、過疎からの脱却に努めてまいらなければならないと思います。

次に、県等との連携と具体的な取り組みについてであります。

議員ご指摘のとおり、工業団地の実現や企業誘致のためには、県や関係機関との連携は不可欠と考えております。

市の対応として、設置予定の推進本部とプロジェクトチームと同様に、県でも関係部署による連絡組織が設置されると伺っておりますので、連絡を密にしていきたいと思います。

市といたしましては、一日も早く新規工業団地が実現し、関連産業の振興が図られるよう積極的に県に働きかけながら、地域内の誘致企業の訪問、誘致企業の本社や親会社の訪問の機会を活用し、企業の課題や業界の近況を含め、情報を得たいと考えております。

また、首都圏の企業情報を得るための懇話会を企画し、より詳細の状況把握に取り組もうとしているところであります。

さらには、企業誘致に賛同していただける民間団体とともに、新規工業団地の早期実現を目指す推進母体を組織し、積極的な誘致運動に取り組むたいと考えております。

いずれにしましても企業誘致の促進は、若年層に対する雇用の場を創出し、地域定住に努める本市の重点的な取り組みであり、あらゆる機会をとらえながら最大限の努力をしてまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（大坂義徳君） 18番、再質問ありませんか。

○18番（佐藤芳雄君） 河川氾濫についてでございますが、大仙市をずっと歩きながら、そして調査した結果、やはり南外地域と、今その金谷町の蓮沼公園ですか、浮島神社のところは何か低くて、毎年水がつくということになっておりますけれども、両方からすり鉢みたい、確かに誰が見てもわかるとおすり鉢みたいな形になっております。その場所は今どのような対処をしているかお聞きしたいと思います。

また、大曲で水つくっていえば、花館線の朝日町のガード下ですか、地元によりますとガード下は完成時代から水ついたというお話聞いておりますけれども、場所はどのような対処をしているかお聞きしたいと思います。

○議長（大坂義徳君） 佐藤議員、今のは通告にないものですがけれども。いいですか。

○18番（佐藤芳雄君） はい。ちょっと間違いました。

2番はわかりました。よろしく市の方で要望の方、強くお願いしたいと思います。

3番はですね、企業誘致の問題ですがけれども、大曲大規模工業団地、神岡の企業団地にして100町歩ということで大きい企業をもってこなさやいけない場所でありますので、これは北上市や横手市なりと連携をとりながら、県の仕事であろうと思いますけれども、地元も一緒になって頑張ってもらいたいと思っております。

また、大規模工業団地でなく、地元の工業団地もたくさんありますので、そういう関係上、努力しながら頑張っていたきたいということでございます。

以上でございます。

○議長（大坂義徳君） 答弁いいですか。

○18番（佐藤芳雄君） 答弁お願いします。

○議長（大坂義徳君） 答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） 答弁いたします。

たぶん議員ご指摘の点につきまして、この大規模工業団地、県が考えているこの工業団地の考え方ではないかなと思いますが、県の幹部の皆さんを含め経済人の皆さんとお話しておりますと、正式な方針としてそれが出ているかどうかわかりませんが、概念としては大仙市にこだわるとか、そういう概念にしない方がいいのではないかと、むしろ県南一体、あるいは秋田市あたりまで含めて、しっかりした企業に様々な人が勤めることができるという概念で、ここでやりますと大仙市だ、横手だという足の引っ張り合いはしない方がいいのではないかとという考え方が強いようであります。私もそのとおりだと思います。たまたまここが秋田県のちょうど真ん中であつたり、工業用水があつたり、道路事情、鉄道事情が良かったり、そういうことでいい立地条件があつたということで選ばれたことだとすれば、あまり排他的にならないで、秋田市の河辺よりあたりまではまずこっちに近いと。あるいは横手市あたりからも十分人が来れるんですよと、こういう概念でこの工業団地というものを、隣接する市町といっても秋田市は少し大き過ぎますけれども、横手、美郷あたりとは一緒になってやはりこの問題、仙北市も含めて運動しなければならないなという考え方でおりますので、そういうスタンスでひとつこれから運動を続けていきたいと思っております。

○議長（大坂義徳君） 18番、再々質問はありませんか。

○18番（佐藤芳雄君） ありません。

○議長（大坂義徳君） これにて18番佐藤芳雄君の質問を終わります。

○議長（大坂義徳君） 申し上げます。この際、発言内容について協議をするため、議会運営委員会を開催しますので、暫時休憩いたします。本会議は午後3時30分を目途に再開したいと思います。

午後 2時53分 休 憩

.....

午後 4時01分 再 開

○議長（大坂義徳君） 休憩前に引き続き、会議を開かせていただきます。

先程、議会運営委員会、長時間にわたって皆さん方をお待たせしまして大変申し訳なく思っております。実は、昨日の北村議員に対する市長の答弁にかかわって、議運を開かせてもらいました。そのことにつきまして時間を要しましたことを深くお詫び申し上げます。

この際申し上げます。昨日の28番北村稔君に対する答弁に誤りがあり、訂正の申し出がありましたので発言を許します。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 昨日の北村議員の一般質問に対する答弁におきまして、私の思い違いから一部事実と反する答弁がありましたことに対しまして、お詫びをして訂正させていただきたいと存じます。

具体的には、市道船場町12号線の要望に関しましては、地権者等関係者と何度も交渉を行っており、私も北村議員と一緒に現地確認をしておりましたので、その後の経過等につきましては報告されているものと思いき、「回答している」と申し上げましたが、実際には要望者の方々には直接、口頭並びに文書等で報告していなかったものであります。誠に申し訳ありませんでした。

早速今までの経緯、経過等について要望者の皆様に報告をさせていただきたいと存じます。

なお、陳情・要望の取り扱いにつきましては、平成19年4月より、その手順についてマニュアルを作成し、職員に周知していたところであり、現在はそれに基づいて行われております。

しかしながら、この船場町12号線の案件につきましては、大分前からの懸案事項で

もあり、残念ながらマニュアルどおり行われておりませんでした。今後は、マニュアルに従ってしっかり対応してまいりたいと思います。

○議長（大坂義徳君） この際、会議時間を午後6時まで延長いたします。

○議長（大坂義徳君） 次に、日程第2、報告第12号から日程第22、議案第181号までの21件を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） 質疑なしと認めます。

報告第12号、議案第162号及び議案第173号の3件は総務常任委員会に、議案第167号から議案第169号及び議案第172号の4件は企画産業常任委員会に、議案第161号、議案第163号から議案第165号、議案第170号、議案第171号及び議案第176号の7件は教育民生常任委員会に、議案第174号、議案第175号及び議案第177号から議案第181号までの7件は建設水道常任委員会に、それぞれ付託いたします。

○議長（大坂義徳君） 次に、日程第23、議案第182号を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） 質疑なしと認めます。

議案第182号は、それぞれ所管する各常任委員会に付託いたします。

○議長（大坂義徳君） 次に、日程第24、議案第183号から日程第35、議案第194号までの12件を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） 質疑なしと認めます。

議案第192号及び議案第193号の2件は総務常任委員会に、議案第183号、議案第184号及び議案第186号の3件は教育民生常任委員会に、議案第185号、議

案第187号から議案第191号及び議案第194号の7件は建設水道常任委員会に、それぞれ付託いたします。

○議長（大坂義徳君） 次に、日程第36、決算特別委員会の設置についてを議題といたします。

資料配付のため、暫時休憩いたします。

午後 4時07分 休 憩

.....

午後 4時08分 再 開

○議長（大坂義徳君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。平成19年度大仙市一般会計・特別会計歳入歳出決算の認定審査を行うにあたり、ただいまお手元に配付いたしました決算特別委員会委員選任一覧表のとおり、26名の委員で構成する決算特別委員会を設置したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） ご異議なしと認めます。よって、26名で構成する決算特別委員会を設置することに決しました。

○議長（大坂義徳君） 次に、日程第37、決算特別委員会委員長、副委員長の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。先程設置されました決算特別委員会の委員長及び副委員長の選任につきましては、議長において指名したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

決算特別委員長に27番鎌田正君、同副委員長に8番高橋敏英君を指名いたします。

○議長（大坂義徳君） 次に、日程第38、議案第195号を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） 質疑なしと認めます。

議案第195号は、決算特別委員会に付託いたします。

○議長（大坂義徳君） 次に、日程第39、議案第196号を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） 質疑なしと認めます。

議案第196号は、教育民生常任委員会に付託いたします。

○議長（大坂義徳君） 次に、日程第40、議案第197号を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） 質疑なしと認めます。

議案第197号は、建設水道常任委員会に付託いたします。

○議長（大坂義徳君） 次に、日程第41、陳情第78号から日程第44、陳情第81号までの4件を一括して議題といたします。

本4件は、お手元に配付の陳情文書表のとおり、それぞれ所管する各常任委員会に付託いたします。

○議長（大坂義徳君） お諮りいたします。各常任委員会審査のため、9月12日から9月18日までの7日間、休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大坂義徳君） ご異議なしと認めます。よって、9月12日から9月18日までの7日間、休会することに決しました。

○議長（大坂義徳君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これをもって散会し、来たる9月19日、本会議第4日を定刻に開議いたします。

大変ご苦労様でした。

午後 4時12分 散 会

